
平成28年 第4回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成28年6月15日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成28年6月15日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

出席議員(13名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 青砥日出夫君
9番 細田元教君	11番 井田章雄君
12番 亀尾共三君	13番 真壁容子君
14番 秦伊知郎君	

欠席議員(1名)

10番 石上良夫君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	岩田典弘君	書記	田村誠君
		書記	杉谷元宏君
		書記	石賀志保君
		書記	小林公葉君
		書記	田中優美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	松田繁君
教育長	永江多輝夫君	総務課長	唯清視君
行財政改革推進室長	三輪祐子君	企画政策課長	大塚壮君
防災監	種茂美君	税務課長	伊藤真君
町民生活課長	山根修子君	教育次長	板持照明君
総務・学校教育課長	見世直樹君	病院事務部長	中前三紀夫君
健康福祉課長	山口俊司君	福祉事務所長	岡田光政君
建設課長	芝田卓巳君	上下水道課長	仲田磨理子君
産業課長	頼田泰史君	監査委員	仲田和男君

午前9時00分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

12番、亀尾共三君、13番、真壁容子君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

まず、12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 改めて、おはようございます。12番、亀尾共三です。議長から許可を得ましたので、これより2つの項について質問をします。答弁よろしく願います。

まず1つ目は、町内の子供の貧困率の実態を問います。

昨年、政府が発表しました最新の数値、これは、子供の貧困率は16.3%、昨日も同僚議員から同じ数字が出ました、約6人に1人になっております。年々増加しております。鳥取県の貧困率は全国平均を上回っております。

1998年、労働者派遣法の改悪によって派遣労働者対象者を16から26種に拡大し、1999年には原則自由化し、非正規労働者が急増をしました。1995年は、正規労働者は3,800万人、非正規労働者は約1,000万人でした。しかし、2015年には、正規労働者が3,300万人、非正規労働者が約2,000万人となりました。非正規雇用の増大と低賃金がストレートに貧困につながっております。

しかし、政府は子供の貧困対策に予算を使おうとしておりません。2014年8月、子供の貧困に対する大綱について閣議決定がされました。しかし、目標数値はありません。非正規雇用の中で特に男性の25歳から54歳が、2002年に158万人が2015年に228万人、1.44倍になっております。この年代の方は子育ての中の世帯で、一般論として言われていることは、所得が低いことで食費と教育費の切り詰めです。自治体が貧困について取り組むことを求めて問います。

1つ目に、町内の子供の貧困率を聞きます。

2つ目、貧困世帯の対策と目標の計画を聞きます。

3つ目、貧困世帯への支援の予算をふやすことを求めます。

4つ目に、2年ごとに実態調査をすることを求めます。

5番目に、就学援助条例の制定を求めます。

次に、2つ目の項目ですが、国民健康保険の負担軽減を求めます。

国民健康保険税は、2015年から国から市町村への保険者支援制度として配分される1,700億円は、政府が国民健康保険の都道府県化を全国知事会に受け入れを求める過程で、知事会が高過ぎる保険税という国保の構造問題があるとして抜本的な公費投入を求めたことから、厚労省は15年、保険者支援制度の説明する資料の中で、これに伴い、被保険者の負担軽減の抑制が可能に、被保険者1人当たり、計算しますと約5,000円相当の財政効果があると、このように厚生省保健局が記しております。

この政府、厚生省の説明をもとに問います。2016年度、これは届け出は平成で出しておりますが、全部西暦に直して質問書にかえます。2016年度、国民健康保険運営協議会では、厚労省の説明を参考にされて負担軽減がされたのでしょうか、伺います。

この場からの質問を終え、答弁を得た上で再答弁をいたしますので、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、子供の貧困対策についてでございます。議員がおっしゃるように、平成26年7月、厚生労働省より発表された子供の貧困率は16.3%で、過去最悪の数字を更新しました。中でも深刻なのは母子家庭などのひとり親世帯の子供で、貧困率は54.6%で、2人に1人を超えている状態です。このように日本の子供の貧困率は先進国の中でも高く、早急な対策が必要だと、子ども貧困対策法が平成26年1月に施行され、同法に基づき、子どもの貧困に関する大綱が策定されました。大綱では、教育の支援、生活の支援、保護者への就労の支援、経済的支援を柱に、住民に身近な市町村が県と連携しつつ、積極的に役割を果たすことが期待されています。

現在、南部町においても福祉事務所、教育委員会、健康福祉課などの関係部署が連携し、個々の家庭の支援のニーズに応じて個別の対応を講じておりますが、今後、さらに総合的に、かつ、きめ細かく対応していきたいと考えております。

効果的な対策を講じていくには、まず、南部町の実態把握をする必要があります。先ほど申しましたように、子供の貧困率については政府も厚生労働省の国民生活基礎調査に基づいて算出しており、国全体の平均は16.3%であったと公表しております。ただ、平均的な所得の半分未満で暮らす人は全て相対的貧困状態であるとみなす算出方法では、自治体ごとの実態は把握できません。最近、山形大学の准教授が算出された都道府県別の子供の貧困率を新聞記事で見ましたが、その調査では、鳥取県の子供貧困率は14.5%で、全国平均の13.8%を上回っているという結果でございました。いずれにしても、南部町における子供の貧困率というパーセンテージは

捉えておらず、今後、南部町における子供の貧困状況については、子どもの貧困に関する大綱をもとに策定された鳥取県子どもの貧困対策推進計画などを参考に実態把握をしていきたいと考えます。

現在、子供の貧困対策に関連した事業としては、スクールソーシャルワーカー活用事業、不登校対策事業、地域未来塾推進事業、生活困窮者自立支援事業などに取り組んでいますが、今後、教育の支援、生活の支援、保護者への就労の支援、経済的支援の視点から実態を把握し、さらに必要な手だてを講じ、支援の拡充、強化を図っていきたいと考えております。

次に、貧困世帯の対策と目標の計画、それから支援や予算をふやすこと、あるいは2年ごとに実態調査をやれということについてでございます。まとめてお答えをいたします。市町村には都道府県のように子供貧困対策に係る計画を策定する義務づけはなく、目標値などはありませんが、今後、指標を用いた町内の子供貧困の状態は把握していくことが大事であると思っています。データから見えることだけでなく、例えば親の仕事などで夜間に子供が1人になり、満足な食事をとれていない子供が果たしているのか、お金が払えず、修学旅行に行けない児童がいるのかなど、個人情報に留意しつつ、少し掘り下げて調査し、課題とニーズを把握していく必要もあります。いずれにしても、貧困は一部の人間の問題ではないこと、貧困は経済的な課題だけでなく、人間関係の希薄化、孤立、自己肯定感の減退、虐待などさまざまな影響を及ぼすということを再度認識し、教育と福祉が切れ目なく連携して対策を進めていくことが重要だと思いますし、やはり子供の貧困は見えにくさがありますので、行政機関のみで対応するのではなく、民生委員や自治会など多くの機関と連携して取り組むためのネットワークづくりを進めて、早期発見、早期支援に取り組んでいきたいと思っております。

次に、就学援助条例の制定については、これは教育長のほうから答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

次に、国民健康保険税の負担軽減についてでございます。28年度、国民健康保険運営協議会では厚生労働省の説明を参考にして負担軽減がされたのかということでございますが、国保運営協議会では、御質問いただいております負担軽減額も含めさせていただいて、税率案を計上させていただいております。国費拡充につきましては全国で約1,700億円の国費が投入され、財政基盤の強化等が図られております。

この国費拡充につきましては、国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分で措置されております。基盤安定負担金保険者支援分は、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1を負担しております。平成26年度までは保険税の7割軽減分は収納額の12%、5割軽減分で6%相

当の額を支援しておりましたが、拡充により収納額ではなく、算定額に対して7割軽減分が15%、5割軽減分で14%に、さらに2割軽減分も13%で、支援額は増加しました。公費からの支援がふえることで軽減のない中間所得者層の保険税負担も軽減されるという仕組みです。28年度は国と県で合わせて約1,700万円を見込んでおります。また、基盤安定負担金には保険者支援分のほかに保険税軽減分があります。保険税の応益分である均等割と世帯平等割については所得に応じて7割、5割、2割の軽減を行っておりますが、軽減した税額分を県が4分の3、市町村が4分の1を負担するというのがこの保険税軽減分に当たります。県からは約3,100万円が交付されることを見込んでおります。国と県より交付されたこれらの基盤安定負担金は一旦一般会計に入り、さらに町負担を合わせて約6,500万円を一般会計から国保特別会計へ繰り入れる見込みです。

なお、保険基盤安定負担金の繰り入れは法で定められた繰り入れであり、これには保険基盤安定負担金のほかに国民健康保険の事務費、出産育児一時金に係る経費の一部、国保財政安定化支援事業に係る経費の4つがあります。医療費などに係る部分の財源については、一般会計からの繰り入れを行っておらず、保険税で賄っております。不足分を一般会計から繰り入れて賄うことは、他の健康保険制度に加入されておられる方にとって二重に健康保険の負担を強いることとなりますので、南部町では、これは行わずに税率を決定させていただいております。

そもそも保険税率の算出は、医療費などの歳出額を想定してから、国や県からの交付金、町の負担金など保険税以外の歳入額を差し引いて、不足する金額を保険税として賦課させていただいております。厚生労働省の5,000円という数値は全国で押しなべた金額ですので、必ずしも南部町がそうだとは言えません。保険税は今後の医療費の伸びなどにも大きく左右されるものですので、町民の皆様が健康ではつらつと生活していただくことが一番だと考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 就学援助条例の制定を求めるとの御指摘にお答えをしております。

就学援助の考え方につきましては、学校教育法第19条において、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと明記されており、国及び各市町村が援助を実施いたしております。議員御指摘のように、近年、こうした就学援助の割合が上昇しており、施策の強化、充実の必要性を感じているところでございます。

議員の御指摘をより多くの皆様に御理解いただけるよう、まず、就学援助制度の概要をお話を

しておきます。

対象となります方は、要保護家庭と準要保護家庭に区別させていただいております。要保護家庭は生活保護法第6条第2項に規定される方が対象であり、準要保護家庭は市町村教育委員会が要保護家庭に準ずる程度に困窮していると認められる方に対して援助をさせていただくこととなります。

援助対象となりますのは、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学時の学用品費、通学費、修学旅行費、給食費、医療費となります。このうち学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学時の学用品費につきましては国が示す基準額をお支払いいたしていますが、修学旅行費及び給食費につきましては、実際にお支払いされた費用と同額を援助をいたします。医療費につきましては、学校保健法施行令第7条に示されている疾病の治癒に要する費用を援助いたしております。

なお、要保護家庭への援助額につきましては国の規定に基づき国庫補助の対象となりますが、準要保護家庭につきましては、平成17年度より税源移譲及び地方財政措置により各市町村が独自に対応をいたしております。

要保護、準要保護の認定につきましては、南部町就学援助給付要綱に基づき、申請のあった方について所得等を勘案をし、教育委員会で可否の決定を行います。その際、要保護者は生活保護家庭ということになりますが、準要保護者につきましては、非課税家庭であることや児童扶養手当受給者等の要件を定めています。その要件の1つとして、年収額による認定も行っております。具体的には、御家族の所得額が生活保護基準額に1.5の計数を掛けた金額より下回る場合、対象者として認定をさせていただいております。議員の御意見は、生活保護世帯の1.5倍の所得の世帯も対象となるようにとの御指摘であります。現在、同様の基準で対応いたしておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、条例化につきましては、どういった内容とするのかといった前提条件があると思っておりますが、教育委員会としましては現段階で条例化しなければならないとの認識は持っておりません。この所得要件につきましては、要綱中の生活に困窮していると認めた者という基準を反映するものであります。教育委員会としましては、ただ単に基準額の上下だけで判断すべきではないのではないかと考えております。また、計数根拠が十分でない以上、近隣町村との整合性にも配慮する必要があります。合議制を旨とする教育委員会制度の特徴を十分に生かし、個々の御家庭の直近の状況に心を配りながら適切に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしく願いをいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君の再質問を許します。

亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 答弁をいただきましたので、それでは、再質問で深めたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、貧困の件の答弁について再度お聞きするんですけども、先ほど答弁がありましたね、町内での子供の貧困率は今のところ出せないというんですか、答えがなかったんですけども、答弁の中で、県が今やってる算出というんですか、それで出すという考えだったと思うんですけども、おおよその目安としてはいつごろでしょうか。というのは、なぜこれが必要かといいますと、町の子供の貧困率の実態というものをやっぱりはっきりつかんでおくこと、このことでそれなりの手だて、支援というものをやる必要があるのではなかろうかと思って聞くわけですが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、山口俊司君。

○健康福祉課長（山口 俊司君） 健康福祉課長でございます。貧困率というところをしっかりと捉えてやっていくべきではないかという質問でございました。町長の答弁でもございましたように、自治体ごとの貧困率というのは出ておりません。都道府県別の貧困率というの、これ、厚生省のホームページに載っているわけでもまたありませんで、各国の、日本の相対的貧困率というのが16.3%ということで、厚労省の調査で示されているところでございます。厚労省がやってるその算出方法では、なかなか都道府県別の貧困率というのがあるからさまにならない算出方法でございまして、それで、何といいますか、それを自治体に適用して、当てはめてやるというのはなかなかちょっとここは算出方法からいって難しさがあるところだというふうに思っておりますし、県のほうでもそういったことを市町村ごとにランキングするような、そういった動きがあるわけではございません。ですので、そういったパーセントに、当然、その率を把握するということが一律の基準に基づいてやらなければなりませんし、そういった基準がなかなか難しいのではないかとこのように思っております。ですので、パーセントというところに一喜一憂するのではなくて、先ほど申しましたように、住民に身近な市町村が今のやってる子供の貧困、生活困窮というところにもっとフォーカスして、クローズアップして、今やってる対策が足りてるのか、不十分ではないのか、そういったところは指標に基づいて、その指標を各部署、連携してその傾向をつかむと、そこに対策を講じていくと。といいますのは、貧困というのはやっぱりそこに絡んでる問題というのは複合的でありますので、それは一部署で担当するのではなくて、教育委員会、福祉、連携してそこを課題を浮き彫りにしていく、そして対策を講じていく、拡充、強化していくというようなことをこれから考えていこうと、そういう準備をしていこうというよ

うなところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 課長から答弁いただいたんですけども、なかなか私は今の答弁でどこら辺を焦点かということがちょっとわからんですが、私が聞いたのは、国は全体、そして県も出してるわけですけども、相対的に今の国の率、それから県の率に対して、町が一体どの辺なのかということをやっぱりはっきりと把握すべきだというぐあいに考えるわけですよ。算出方法がなかなか難しいという面もあるのは、多分、こういう算出されたということが国のほうでも、あるいは調べられた大学の先生でも、どういう手法でやられたかということも聞かれたら、ああ、そういうやり方なんだかということを知ると思うんですよ。そういうことを少なくともやる考えがあるのかどうなのか、再度聞きます。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、山口俊司君。

○健康福祉課長（山口 俊司君） 健康福祉課長でございます。都道府県別というところを少し言及してお話をしましたけども、答弁のほう、町長がしましたけども、国のやっている、国が算出した子供の貧困率というのは国民生活基礎調査に基づいて算出しておりますし、一方で、これ答弁の中でもございました、山形大学の先生が、教授が算出したというのが最近のちょっと新聞紙であります。これは、ちょっと待ってくださいね、就業構造基本調査と、これは総務省が行うものですが、それを基礎データとして出して、その複雑な計算方法はちょっとわかりませんが、大学の先生なりにそうした、また政府とは違った、厚労省とは違った調査に基づいて都道府県別の子供の貧困率というのを出された。ここだけ見ても、その算出の方法というのはちょっと違いがあるわけでございます。ですので、南部町がそういった算出方法を聞いて、勉強して出していくというのはもしかしたらできないことではないのかもしれませんが、そうしたようなことをするのはなくて、先ほど来申していますように、十分な、きめ細かい対応をしていく、生活サポートセンターが、なんぶが立ち上がっておりますので、そういったところの活用を十分していく、なんぶサポートセンターを中心に地域包括支援センターですとか健康福祉課ですとか要保護児童協議会ですとか、そういったものが十分絡んで対策をとっていくという体制を充実、強化していくことがまずは先ではないかというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） いろんな国のやり方、そして、山形大学の戸室健作准教授だと思うんですけども、この人が書かれた本も私も見るんですけども、国のやり方、それから大学の戸室先生のやり方も若干やり方が差があるかもしれません。やり方の算出ね、出し方やなんかはも

ちろん。私は、一つは言うのは、町の今の傾向、実態というのはどうなのかということをやっばりはっきり行政側でつかんでほしいなということから聞いたわけなんです。

もう1点、ちょっとここで聞くんですけども、南部町の2013年度から17年度の所得の動向というものはどんなぐあいでしょうか。それが恐らく各世帯の貧困が進んでるかどうかということのある程度の目安になるかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁できますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 亀尾議員の御質問にお答えします。平成24年、5年、6年の所得の動向ということでよろしいでしょうか。

そうしますと、まず、南部町の所得の推移ということで、給与所得、営業所得、農業所得、その他の所得、譲渡所得の合計を24、25、26でちょっと順番に述べます。合計額は、24年が105億2,318万5,000円、25年が104億5,388万1,000円、26年が104億3,357万9,000円となっております。そんなに大きな変化というのはございませんけども、給与所得でいきますと、24年が88億5,339万8,000円、25年が87億3,333万1,000円、26年が89億6,570万4,000円となっております。24年、5年、6年と、いずれも人口減の中で所得割を納めてる方は年々減っております。平成24年が4,474名、25年が4,394名、26年が4,350名と、所得割を納める方が年々減っておるというようなことで、例えば平成25年と26年で給与所得の差が2億3,237万3,000円増になっておったと思いますけども、この影響は、1人当たりの所得というのが平成24年からは少しずつ上向いているような格好になっておりまして、平成24年では1人当たりの所得が90万3,000円、平成25年は91万円、26年が91万7,000円と若干上向き傾向にはなっているというのが所得の動向の現状でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 急に、この間、議会が始まってから課長のほうへは、どうでしょうかということをお願いして、大変なことだったと思います、調べるのにね。私、これ見ますと、どうなんですかね、全国的なことかわかりませんが、これも所得の構成にもよると思うんですけど、そんなに世帯の、何ていうんですか、生活の落ち込みっていうか、そういうことはこの表面見ますと、そんなに感じれないわけなんです。ただ、言えることは、今の状況からしますと、流れからいうと、核家族の問題とか、そういうもんがありますので、どんなもんかなというぐあいに今の答弁を聞いて考えるわけなんですけども、そこで、今度、教育委員会のほうで聞くんで

すけども、先ほど要保護、準要保護のことで答弁があったんですけども、これの動きというもんも、何か以前聞いたら、そんなに動きがないなというようなことだったです。数ですよ。あったんですけども、現状としてはどんなものでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。数年間の数字というのはちょっと今、資料ありませんけども、26年、27年度の要保護者数の数は今、手持ち資料でありますので説明させていただきますが、26年度が要保護者数が、認定をした数が47名。これは小学校、中学校合わせてです。27年度が75人ということで、この2年間を見ますと大幅に認定をしてる、人数のほうはふえている状況であります。（発言する者あり）済みません。この26年から27年にかけて、今まで収入という部分での認定を、可否をしておりましたけども、所得というところでの可否に変えましたので、要件を変えましたので、多少人数的には非常に多く上がってます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 今聞きまして、最初聞いたときは、ああ、ふえたんだと思ったんですけど、そうです、私も振り返ってみますと、収入から所得に算定というか、判定を変えられたということだと思えます。非常に私は喜ばしいことなんですけども、こうして見ますと、ただ、実態がちょっとようわからんですけども、私が町の人の声を聞きますと、高齢化の人は、高齢化というか、年金の方は年金が減らされて大変だということ、毎日の、日々の生活。それから、実際、子育てをされているお父さん、お母さん、あるいはシングルの方、ひとり親の方に聞きますと、国のほうはアベノミクスの恩恵で非常に豊かになってるような、生活が進んだようなことを言われるんですけども、しかし、この地に住む者としては、全くそんな感じは受けないと。中にはおられるかもしれませんが、私が聞いた範囲の方はほとんど、ほとんどというか、100%の人がふえてないということなんです。私はそういう、国が言うんだけれども、総体的にいうと、実感としては非常に生活が苦しくなっていると、そういうぐあいに受けとめるんです。

そこで、ここの中で、貧困の拡大がやっぱり進んでるんじゃないかなろうかと。恐らくこの後でいろんなところに聞き取りに行政側と行かれると思います。特に行政じゃない者、民間の者はプライバシーのこともあって、なかなか立ち入って聞くこともできません。そういう中で、行政の方が行政側でいろいろ聞き取りされて、そういう中で、先ほども同僚議員であったんですけども、日々の子供の様子を見ながら、ちょっと問題あるかなというところはいろいろ聞き取って、調査したいということなんですけど、そういう状況をやってみることだと思えますけども、私は、

家庭の貧困で一番被害を、被害というんか、えらい影響を受けるのはやっぱり子供だと思っんです。特に、子供が受けることは何かといいますと、やっぱり、昨日の質問者の中でもあったんですけども、食事が非常におろそかになる。つまり、栄養不足。十分なことができない中で、働き盛りの子供が十分に体が成長できないところ、そういう中で、腹をすかせるというか、そういう栄養不足の中で果たして勉強中に、学習の中で集中ができるだろうかということ、それから、体育のほうでも十分に活動ができるだろうかということ、そのことがやっぱり全国的に大きな問題になってるといことなんです。つまり、義務教育の子供たち、その子供たちは将来の社会生活のための基礎になるのはやっぱり体をつくることだといことだと思っますね。そういう中で、やはり十分に食事の面についても調査をしていただきたいといことです。

それから、2つ目に、学費のこと、このことにやっぱり保障が失われてくるんじゃないかと思っんです。特に貧困の状況、世帯に置かれた子供たちは諦めることを余儀なくされることが多いと思っます。特に精神的なこと、何ぼ頑張っても俺らは義務教育までは十分そうだけでも、それ以上の進学、高校、そして、ましてや大学なんかになるといことになると、とてもとても手が届かないじゃなかろうかと。昨日もだったですけども、奨学金の問題でも結局は将来の借金を背負うようなことになってしまいうこと、親ともいろいろ話しても、なかなか前進した、そういう推進できるような話には至らないと思っんです。そうするとどういことが起こるかといこと、俺らはどうせやっても将来的にはもう見えてるんだからといこと、このことからやっぱり、何といんですか、諦めといこと、そういうことが強くなってくると思っんです。将来を担う子供たちが本当に持って生まれた能力を十分発揮するよう、そういうような仕組みもつくっていくべきだと思っます。

これは最後に私、言っんですけど、最後のくくりではもう一度申そうと思っんですけども、いことが国会でもあったんです。国会で子供の貧困が地方における重要な問題にあることを指摘されて、子供の貧困対策については、子供のことについて、地方創生の担当であります石破茂担当大臣がもうみずからこうおっしゃってますね。子供の貧困が貧困の連鎖、拡大を生みかねない大問題であると、このように言っておられるわけなんです。しかも、地方創生の担当ですから、地方創生のためには、出るお金といのは、子供の貧困を救うために、やはりそれだけのことにお金を使っていく、このことが強く求めたいと思っんです。

先ほどに戻るんですけども、一番問題なのはやっぱりお金、給料の問題だと思っんですね。真面目に働いてるんだけれども、非正規の雇用のために思っような生活ができないような、労働単価が得ることができないといような状況なんです。私は、この中で、昨日の答弁もあったんで

すけども、就労の相談で3件も当たったということだったんですけども、内容としては、結局、その方が就労されたのはどうだったんでしょうか、正規だったんでしょうか、それとも非正規の状況の中で就職されたのか、そして、それがずっと続いているような状況なのかということについて、この1点についてお聞きしますので、よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 福祉事務所長、岡田光政君。

○福祉事務所長（岡田 光政君） 福祉事務所長です。3件の就労支援の結果ということですが、ハローワークのほうに同行して就労支援を行いました。結果、今、継続中でございます。まだ就職等にはつながっておりませんで、引き続き行っていると、ハローワークのほうに行っているような状況でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 再度聞きます。3件ともまだ、何ていうんですか、継続というか、まだ決まってないということなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 福祉事務所長、岡田光政君。

○福祉事務所長（岡田 光政君） 福祉事務所長でございます。3件ともまだ決まっておりません。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 何か景気が上昇して、求人率も高く上がったということで、確かに高く上がっていると思うんです。恐らく、これ想像でこんなこと言っちゃいけませんけども、求職されてる方が、職を求めておられる方がなかなか決まらないというのは、恐らく労働条件が非常に悪いんじゃないかと思います。中には、きつこういふことがありますね。せっかく就職したんですけども、労働条件が非常に悪くて、先ほどと重複するんですけども、労働対価が非常に低い。仕方がないからということでやめる。今度、一旦やめてしまったら、それよりももっと悪いような条件で働く場を求めなければならないというような、そういう非常に大変な状況だと思うんです。私は、あえてここで、じゃあ、労働条件について、ここの南部町の行政側がこういうことをやりなさいというわけでは、当然そんなことは求めるわけではないですが、今のその状況についてはやはり、繰り返しになりますけども、お金の使い方、限られた財源のもとで、私はここで、そういう状況についてはもっと手厚い支援をやるべきだということを強く求めておきます。私は、そういう状況の中で、ぜひこの町で子育てしてよかったなというようなことを感じていただきたい。そういうまちづくりをすべきだということを申し上げておきます。

次に、国民健康保険税のことでお聞きするんですけども、先ほど答弁がありました。一応、今

年度は法定の分ですね、新たに1,700億円の中から出る分ですけども、それで、2016年度は6,500万円を繰り入れるということに町長の答弁でありました。結果は、15年度と比べて負担が一体どうなるんかということストレートにお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。亀尾議員の御質問にお答えさせていただきます。27年度の決算を今精査しているところですが、国保の決算といたしましては、2,600万円ほどの繰越金が出ました。その2,600万円の繰越金を充てて、28年度、計算をして運営協議会に諮りまして、保険税のほうは上げない方向でということで決めております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 課長、せっかく答弁いただきましたが、もっと突っ込んで。結局、上げない方向ですけども、どうでしょうか、軽減につながるのでしょうか、それとも全くの同額というんですか、そのときの所得によって違うんだけども、同額だろうか、それとも幾らかの軽減になるのかどうなのかということをお聞きします。どうでしょう。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。軽減のことですけども、制度が変わりまして、軽減がふえております。今まで7割、5割、2割の軽減の中で、国費の負担があったものがパーセンテージが多くなっておりまして、国のほうから支援分として、今までは7割軽減の分に対しまして12%、それから5割軽減に対しまして6%の援助、支援がございました。改正後は、7割軽減に対して15%、5割軽減に対して14%、さらに2割軽減に対しては13%の支援が入ることになりました。その関係で国の支援がたくさんになったことから、軽減自体が人もふえておりますし、金額もふえるということになっております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） まだ議案としては今回も上がってないんですけども、恐らく臨時会か何かで出されると思うんですけども、軽減になるということで非常にいいことです。特に私が心配するのは、今年度とか将来的に都道府県で一本化にするという方針だったんですけども、そうなりますと、私が思うのは、想像するというか、いろいろ想像されていることを聞きますと、やはり郡部のほうでは値上げ、負担が現状よりふえるんじゃないだろうかということなんですけども、この町としての予測というんですか、そういうことにはどうなんですか。想定としてはされてるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。一本化されてはいきますが、当分の間は今までと変わりのない形で推移していくということでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ということは、課長、もう一度確認なんですけども、結局、一本化する、そうすると、総額的にはかなり膨れるんですけども、例えば南部町の負担の率、それから、ほかの市町村の名前は上げませんが、やった場合に、現状で数年間いくということは、例えて言うと、都市部では率が高いんだけど、南部町は率は合わせるんじゃないかと、一本化に合わせるんじゃないかと、それぞれの市町村の率で当分はいくということが、それが県の方針か何かですか、それとも、あくまでも南部町の予測としてそう思っておられるのか、どうなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。その件について、県のほうに私もちょっと問い合わせをしてみました。回答は、一本化になっても、保険証は鳥取県っていう一本化になるんですけども、税率については各市町村の負担を県のほうが示されて、それに対しての税率が各市町村で決めてくださいというようなことなので、今のやり方と大差はなく、ノルマですね、県から幾ら払ってくださいという、それに対して各町村がどういう税率を掛けて納めていくかというようなやり方だということを確認しております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私の思うんですけど、結局、県から南部町に、こんだけ負ってくださいというぐあいになってくると、当然、今の税率のままでいくと足らんぞということになれば、どうされるんですか。一般会計のほうでも補填していくということですか。それとも、税率を上げざるを得んということになる、低くなるについては問題にしてないんですけども、どうなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。県一本化になればどうなるかということですが、先のことではなかなかわからんわけでありまして。したがって、一般論としてお答えをしてみたいと思いますが、今、南部町の療養諸費は県下で高いほうから6番目です、6位。それから、保険税は高いほうからいきますと8番目ということになっております。そういう状況に、これは27年度の国保税なんですけれども、結局、亀尾議員は払うほうのことばかりおっしゃるわけなんですけれども、これは使った医療費に対応しているわけですから、ですから、医療費がたくさんかか

れば当然高くなる、医療費がかからんようになりゃ安くなるということでございまして、今どうなるのかと言われても、なかなかこれはちょっと困る。ただ、県が示したものが今集める税率で集めるものよりも高い水準だったら、これ、保険税上げて徴収せんといけんと思います。それから、安かったら保険税下げて徴収すればええというぐあいに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長から、それは先のことから、あくまでも予測ですが、こうだと言いきれんということは十分私も承知しております。ただ、私がここで質問に取り上げたのは、総じていうと、国保税というのは加入者はどちらかというところ、所得の低い方が加入者、多いと思うんです。しかも、厄介なこととか何かいうのは、社会保険の人は特に給料なんかでとか何かの場合は、あれですね、社会保険とか、勤めで給料をもらっている人の分ですね、これはそのときの収入で保険料を負担していくということなんですけども、国保の場合は、前年度の所得で、それを残して、来年は恐らくこれぐらい来るからなって預託したらいいですけども、もうその日の生活に追われて、月々の、使ってしまった、明くる年に来る、わっ、こんなんかという状況もあると思うんです。そういうことからいうと、私は町民の生活を何とか維持していく、支援していく行政側の責任として、軽減はやるべきであるということを感じるわけです。これからそういう会が、恐らく一本化の会があると思います。そういう機会には、行政側から出られる方、もちろん町長もですけども、担当の人も、現状から負担増があっては困るということをぜひ言っていただきたいということを申し上げておきます。

それから、まだ時間がありますけども、最後になりますが、先ほど言ったように重複するんですが、ぜひお金の使い方、限られたお金の使い方を有効に配分というんですか、町民のために使っていただきたい、投入していただきたい、このことを申し上げて、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で12番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとりたいと思います。再開は10時20分からいたします。よろしく願いいたします。

午前10時00分休憩

午前10時20分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

続いて、13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより2点にわたって質問いたします。答弁をよろしくお願いいたします。

まず第1点、町出資電力会社を問います。去る3月議会で、町出資電力会社設立の計画が初めて説明されました。同議会で400万円の出資を含めた当初予算が賛成多数で議決されてきたところです。エネルギーの地産地消、地域活性化に寄与、太陽光発電収益を住民へ還元するとともに、水道事業会計に寄与する、このように目的をうたっているのですが、公費を投じる以上、その検証が不可欠です。これまで提出された資料から、これらの目的に上がっている事項についてただしたいと思います。また、自治体が業者との共同出資で会社を設立するに当たっては、自治体のあり方、公費の投資を考えると慎重な判断が求められることは言うまでもありません。総務省の通達をもとに町の姿勢と考え方をただしたいと思います。

まず1点目、エネルギーの地産地消について。電源をより地元調達するというのをどのように考えているのでしょうか。負荷率の高い公共施設への供給はどう考えてるのでしょうか。また、住民へ地元の安い電気を供給できる仕組みを追求すべきだと考えるんですが、その点について、どのようになっているのでしょうか。

2点目の地域活性化の問題です。経營業務の外部委託でどれだけの地域活性化が図れると考えているのでしょうか。

3点目、太陽光発電収益を住民へ還元、水道事業会計への健全化に寄与するという点ですが、発電収益、配当金の試算、水道会計健全化に要する費用の試算、一体どれくらいあれば健全化に寄与すると考えているのかという点ですね、それと、その意義、効果をただしたいと思います。その点について説明ください。

次、会社設立について、あと3点は会社設立の問題ですが、会社設立の意義、必要性。これら全ては総務省の通達をもとに、そこに書いてあるところからどのように考えているのかと聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

共同出資者の法的責任、財政負担の範囲、配当金の扱い方について、どのように考えているのか。それと、口頭ではなくって、議会ですから、配当金等についてはどのように話し合いがなされているのか、文書等でどのような約束を交わしているのかという点について求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、共同経営者の選定と業務委託先の選定のあり方についてです。このことについて御説

明ください。というのは、何ら共同経営者を募るとか公にすることなく、議会には、もう議会に示されたときには業者も決まっております、業務委託先も決まっていたという内容をもとに聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

次、大きい2点目、地域振興区制度を問います。3月議会の当初予算の提案説明では、発足後9年の地域振興協議会の活動を踏まえ、町長は小規模多機能自治組織の法人制度の創立を国に求めていきたい、このように表明しています。行政側が住民活動の区割りを定め、町非常勤特別職の会長を初め、勤務職員を全て公費で賄う、条例に定めた住民組織をうちの町では住民の自治組織と言っているのですが、上からの押しつけでは住民自治は育たないことは明らかなことです。とりわけ全国的に戦後、まちづくりや地域づくりの人材を育てる役割を担ってきた公民館活動を大きく後退させてきたのは事実ではないでしょうか。うちの町では、当初の地域振興区制度、振興協議会の活動に期待していたのはどういうことであったのでしょうか。町長はきのうの会でも振興協議会が非常に役割を果たしているというふうにおっしゃってたのですが、私は、この機に住民の声を聞きながら検証すべきことも多いのではないかとすることを明らかにしていきたいと思っております。そして、今後の対応について考えをお聞きしたいと思っております。

まず1点目、地域振興区の自治、集落自治がどのように進んできたと考えているのでしょうか。これは、事業がこういうことをやったじゃなくって、自治と集落自治がどのように進んだのか、そういう観点からお答えいただきたい。

2点目、振興協議会の対応に公正さ、公平さを住民が求めています。これは当然のことですが、公正さを欠くことに危惧する声が出てきていることを町長は御承知なのかということと、こういう声が出てくる背景に何があるのかを含めてお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目、町長と、町と振興協議会との会や議会との振興協議会の中で、会長から、多忙であること、行事が多く役員のみ手がない、担い手がないということがよく出されてきています。この背景とこの声にどういふふうに対応しているのだろうか、町としてはどう考えているのかということをお聞きします。

次、産業振興はどのように進んできたのでしょうか。

5点目、公民館活動との違いは何だと考えているのでしょうか。

次、町長が言ってる小規模多機能自治組織とはどのようなものを想定しているのでしょうか。

私は、最後の質問ですが、全体的に振興区制度の見直しを求めたいと考えております。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 真壁議員の御質問にお答えをしております。

最初に、町の出資電力会社についてでございます。新電力会社、南部だんだんエナジー株式会社は、地域で発電した電力を地域内に供給する循環型のエネルギーの供給システムを構築し、環境に優しいまちづくりを目指すことを目的として、5月16日に設立しました。電力の供給元としては、まず手始めに、鶴田にあります町所有の大規模太陽光発電施設、1.5メガワットを活用することとしております。また、今後、町内にある民間の大規模発電所や家庭用太陽光発電システムなどで発電された電気の買い取りも視野に経営、営業を行うこととなります。できるだけ地元でできた電力を調達したいと考えます。

負荷率の高い公共施設への供給についてでございます。電気料金の体系は年間で一番多く電力を使用したときの電力、いわゆる契約電力に対する基本料金と使った電力量に対する従量料金で構成されております。負荷率が高いとは契約電力に対し電力の使用量が多いことをあらわし、病院や工場などのように24時間稼働している施設は負荷率が高いということになります。新電力会社は、負荷率が低い施設、例えば学校や運動施設など、昼と夜の利用差が大きいところなどと契約すると、電気料金を下げることができます。一方で、24時間フルに稼働しているところでは、特別高圧受電契約となっていると思われまので、こちらのほうが安く契約できることとなります。例えば新電力会社の収益が大きく伸びてくれば、特別高圧受電契約よりも安く電気を提供することができるかもわかりません。それをするには、当面、契約メリットのある負荷率が低い施設で収益を確保することから始めることとしております。

次に、住民へ地元の安い電気を供給できる仕組みを追求したらどうかということでございます。町所有であります鶴田の太陽光発電施設を活用し、再生可能エネルギーを地域で循環させたいと考えています。また、町内にある民間の再生可能エネルギー発電所などからの購入も視野に入れておりますし、家庭用の太陽光発電システムを設置されている御家庭では少しでも高く買い取りを行いたいと考えています。

他方、安い電力の供給については、各御家庭での契約内容や他の事業者との比較検討のシミュレーションを行うことで、よりメリットのある選択ができるようになると思います。現に4月以降、新電力会社の新規参入により中国電力も料金の引き下げや新規メニューをつくって対抗しており、消費者にはよい自由化競争が始まっております。消費者の皆様には、家計に優しい選択肢がふえることが大きなメリットとなります。

次に、経營業務の外部委託で地域活性化が図られるかということでございます。一般家庭の電

気代は年間平均約30万円と言われております。今まではこれを中国電力に支払うことで、町内から町外にお金が流出しておりました。町全体、約3,800世帯とすると、11億円余りが年間、町外に流出していたこととなります。今回の新電力会社において、当初の収支計画では経營業務の外部委託料は売上げの約1割を想定しています。年間ベースですと約1,000万円となります。逆に言うと、新電力会社が約1億円の売上げを計上するということは、約1億円、地域内にお金が滞留することとなります。これは大きな経済効果だと考えます。先に申し上げた年間11億円余りが町外に流出していたものの約1割の1億円が町内に滞留し、その中の委託料が約1割ですので、流出金額の約100分の1が域外に流出することとなります。

太陽光発電収益を住民へ還元、水道事業会計の健全化に寄与するという計画でございますが、今年度の収支については、供給が10月になることから、2年目の発電収益を申し上げますと、発電収益は1億1,796万727円と試算しています。配当金も同様に2年次は467万6,095円と試算しています。3年後には約500万円を目指しています。一方で、年間約500万円で水道事業会計を一度に健全化することはできません。例えば水道ポンプを順次省エネ対応型に変えることにより経常経費を大きく削減することができれば、健全化への一歩となると考えております。

次に、会社設立の意義、必要性ということでございますが、鶴田の太陽光発電設備を使って多くの住民へ利益を還元する方策をこれまで検討してきたところですが、現状では発電で得た収益の一部を再生可能エネルギー補助金の一部に充ててきたところであります。裏返せば、設置される一部の方への還元にとどまっていたと言っても過言ではありません。そこで、この4月に電気の小売業への算入が全面自由化されたこと、当初の目的である再生可能エネルギーでの地産地消ができること、公共施設などの電気代が削減できること、住民に選択肢が広がり、メリットが生ずることなどの見地から、これらを充足できるのは新電力会社の設立が必要であろうという結論に至ったわけであります。検討に当たっては、既に設立されている群馬県中之条町などの形態も参考にし、どのような組織での運営形態が妥当かを検討してきたところ、町直営ではノウハウを有しておらず、継続した運営が難しいことや、料金徴収においてもかなりの人件費を費やすことなどの理由で困難であろうと判断し、できれば民間のノウハウや営業力を活用することができないか模索しておりましたところ、美保グループから行政の目的と一致した今回の御提案をいただきました。今回の御提案では、株式会社に共同出資することで有限責任を持たせ、責任の範囲を明確にすることができ、万一、破綻を来した場合も出資額の範囲での責任となります。設立に関しては、設立発起人会で出資者、出資割合、役員などなどを審議し、可決され、5月16日に設

立となりました。

次に、共同出資者の法的責任などについてであります。株式会社ですので、出資額に応じた有限責任となります。町としては、出資額400万円の範囲での責任となります。また、配当金については株主総会で決定することとなりますが、通常の出資比率による分配となると考えます。

共同経営者の選定のあり方などについてでございます。そもそもこの出資というのは契約とは異なり、パートナーを選んで、ともに事業を行うために資金を出し合う性格のものであります。ビジネスパートナーが変われば、当然、事業スキームが全く違うものとなってきます。本事業についても、当該出資グループとしての提案であり、当然その中には業務委託先の選定も含んだ提案となっています。また、本町の新電力会社への出資の是非については、さきの3月議会及び議会全員協議会において説明し、賛成多数で議決いただきましたので、出資及び設立に向けて準備を行ってきたところでございます。

次に、地域振興区についてでございます。自治や集落自治がどのように進んできたと考えておられるのかということでもあります。地域のさまざまな課題の解決は単一の集落で自己完結できないものが多くあります。例えば青パトによる地域内の安全パトロール、運動会などのスポーツ大会の開催、高齢者の見守り活動、マコモタケや山菜、木炭、古代米などの農林産物を活用した地域特産品の開発、収穫祭などのイベント開催など、私たちの暮らしの中に地域振興協議会の活動が大きくかかわっており、そのことが暮らしの安全や地域の住み心地の向上につながってきていると考えております。その事業の企画、運営、実施は、地域振興協議会にかかわっていただいている住民の皆様から成る各部の部員さんや集落の皆さんの力が原動力となっており、それこそが地域でできることは地域で行うという地域自治、住民自治に根差したものと考えています。自治の基本は、自分たちの事業計画を立て、予算を持って自立的に組織運営されることと思っております。ことしで地域振興協議会が発足し10年目を迎えています。一つ一つの事業は申し上げませんが、この10年間の間に各地域で事業計画が話し合われ、地域に合った特色のある事業に取り組みまれております。地域自治、住民自治がますます進んできていると確信しております。

次に、振興協の公正さというようなことについてでございます。地域振興協議会の発足に際し、それまでの制度を変えたものの一つとして、集落の区長制度があります。以前は町の非常勤特別職でありましたが、現在はそうではありません。その結果、以前は集落の戸数に応じてお支払いさせていただいた報酬がなくなりました。その財源は現在、地域振興協議会の交付金の算出根拠として予算計上し、毎年、3月の定例議会で御承認いただいております。制度が変更になりましたので地域で使われるお金の使い方が変わったのは事実ですが、交付金の使い方は振興協の中で

話し合われ、承認されたものであります。よって、今の交付金の使い方について、公平、公正さを欠いていると思われる方がおられましたら、それは地域振興協議会の中で議論をいただきたいと思えます。そのことがさらに多くの方に振興協議会の活動にかかわっていただけるきっかけともなりますし、発展につながるものと信じております。

次に、役員のなり手がいないということについてであります。振興協議会の事業を担っている方の現状としては、いずれの協議会におきましても、若い方はお仕事に従事されており、さらに子育ての世代は夜間や休日にも時間的な余裕がないのではないかと思います。なんぶ創生総合戦略を策定するに当たって、ある集落に出向き、お話を聞いたところ、集落の行事、寺社の行事、振興協の行事とたくさんの行事があり、あわせて今後、集落の人口が減っていく中では役員を出せないケースが出てくるのではないかといった話を伺ったところであります。逆に、1人でも人数がふえることで集落に活気が出て、周りも大変元気になるという話も出ました。したがって、町では、なんぶ創生総合戦略の中に南部町版C C R C、生涯活躍のまち構想を入れ、外部から地域ニーズに合った、地域に必要な人材を呼び込もうと考えているところです。各集落に居住されることで集落を維持し、新しい風で集落を活性化することができると思えます。そのことがひいては地域振興協議会の活動により影響を与えるものと確信しております。それには、一人でも多くの方がこのC C R C構想に御理解をいただき、御協力をいただきたいと考えております。

また、一例を御紹介しますと、あいみ富有の里振興協では荻名集落の道路の草刈りを市山の方たちが手伝っておられると聞いておりますし、南さいはく振興協では独居世帯の雪かきや安否確認など、取り組みが行われております。このように、各集落において人手がなく、事業ができないという声に応えるために集落を超えた範囲で自治を行うために振興協が設立されています。したがって、各協議会で知恵を出し、工夫を重ねながら地域課題の解決に取り組んでいってまいります。

次に、産業振興についてであります。振興協における特産品開発は、事業としては目立ちますが、全ての協議会が取り組んでいるわけではありません。それは、各地域振興協議会で地域課題が違うため、何を優先して事業を行うかは各協議会内で決められます。産業振興の一例としましては、南さいはく地域振興協議会では、ウドを使った特産品を考案され、加えて、新たにユズを使った商品開発を試みておられます。なお、さきに開発したウドようかん、翠甘とっておりますけれども、翠甘は風味豊かな味で、好評であるとの報告をいただいております。また、あいみ手間山振興協議会や天津振興協議会では、集落や団体が生産した古代米の栽培をPRするためのイベントを開催したり、後援したりして、産業振興を通じて集落の活性化に寄与していただい

おります。各地域振興協議会での産業観光は、御承知のとおり、一朝一夕にできるものではないと思います。各協議会での試行錯誤の取り組みが地域の活性化につながり、産業振興が進んでいくものと考えております。

次に、公民館との違いでございます。本町では、地域振興協議会が設立したことにより地区公民館を廃止し、西伯地区においてはその施設の多くを地域振興協議会の活動拠点としていただき、当該地域の生涯学習や地域づくりに取り組むコミュニティー施設として、地区公民館的な役割を果たしていただいております。現在では、地域振興協議会ごとに地域づくり講座や、都市部との交流、食育教室など、より地域に密着した取り組みを行っていただいていると考えています。

また、本町の公民館は天萬庁舎の3階と2階の一部を南部町公民館とし、旧西伯公民館を町公民館さいはく分館として位置づけ、分館は指定管理をお願いしており、施設の管理運営業務の一部を法勝寺地区地域振興協議会に担っていただいております。

ただ、一方的に協議会に公民館活動を押しつけるようなお願いをしたものではありません。協議会の公民館部であったり、生涯学習部、地域づくり部などの部員さんたちが、みずから自分たちの地域の課題を話し合いながら主体的に解決に向けて取り組むことで、地域が主体となった地域づくり、まちづくりが展開されてきているのではないのでしょうか。地域振興協議会のこのような活動は、これまでややもすれば個人の生きがいつくりや仲間づくりが中心であった公民館活動の課題ともなっていた取り組みであり、大きな違いはないかと考えております。現在、教育委員会事務局内には社会教育主事資格を持つ職員を配置し、各種教室やクラブを初めとして、各種イベント、学習情報の提供や自主的な学びの奨励など、公民館主催事業を企画、実施しています。振興協議会の皆さんとの連携につきましては、従来から地域づくりを進める上での社会教育の視点がいかにか重要か、生涯学習が地域にもたらすメリットなどについて、情報共有を行ってまいります。今後も、社会教育や生涯教育を担う公民館と引き続きしっかりと連携し、双方の特徴を生かし合いながら、地域づくりや生涯学習が推進できるよう協議会活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、小規模多機能自治についてでございます。これは、島根県雲南市などが中心となり、全国にネットワーク組織を広げている小規模多機能自治推進ネットワークが平成28年1月に地方創生担当大臣、総務大臣に提出した小規模多機能自治組織の法人制度創設を求める提言書では、小規模多機能自治組織とは、自治会、町内会、区などの範囲において、その区域内に住み、または活動する個人、地縁型、属性型、目的型などのあらゆる団体などにより構成された地域共同体が、地域実情及び地域課題に応じて住民の福祉を増進するための取り組みを行うことと定義され

ております。本町に置きかえれば、地域振興区そのものが小規模多機能自治組織であると考えております。

国では、本年3月に内閣府で地方創生担当大臣のもと、地域の課題解決のために地域運営組織に関する有識者会議を立ち上げ、夏ごろをめどに中間報告が出ることとなっておりますし、あわせて国会議員内でも研究会ができ、法案提出に向けての準備、検討が進んでいると聞いております。

最後に、振興区制度の見直しを求めるといってございまして。地域振興協議会が発足し10年を迎えましたが、現在、ようやく組織が安定し、これから深く地域の課題を解決していこうとしている段階ですので、この制度の見直しを考えてはおりません。むしろこの制度をより生かせるように、なんぶ創生総合戦略や生涯活躍のまち構想事業などと連携を持ちつつ、さらなる協議会の発展を図っていこうと考えております。なお、今年10日には南さいはく地域振興協議会が、平成28年度まちづくり功労者国土交通大臣表彰を受けております。国にも認めていただいているこの振興区制度は、地域自治にはますます欠かせない制度だと自信を持っておりますので、一人でも多くの方に協議会に集っていただきますようお願いし、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず、電力会社の件です。町の総合計画では、太陽光発電をつくる時に根拠となるところから引いてきたその一つに、町の総合計画、人々が自然と共有する循環型社会の町をつくっていくということでした。このことについては、1.5メガの太陽光発電をつくる時に総額6億近くのお金の予算が提案されたときに、住民からの意見もまちまちであったのですが、本来、個人でできない、いわゆる脱原発ですよ、再生エネルギーを普及させていきたいという願いに応えるという住民の声に応えていくという点で、私たちが賛成をしてきたところなんですよ。私は今回、つくってきた太陽光発電で収益を上げているとあって、それを何とか還元したいということはわかるんですけども、電力会社が3月議会に持ち出されたときに、率直に疑問に感じたのは、何で今、電力会社、それで、町がつくった電力を持っている、発電を持っている町が電力会社を企業と一緒にやって、一体何を狙ってるんだろう。市場が取り合いをしてるから早くしたいっていうのわかるんですけども、自治体にとって今動かなければならない必要性、何なんだろうかっていうのはずっと疑問だったんですよ。急に出示されたものですから、3月議会でもう決まっちゃいましたよね、それも驚きなんですよ、町長。初日に提案されて、も

う予算に上がっている。で、きょうの答弁で驚いているのは、5月の10何日に会社設立した。設立したときに、出資総額、出資額は今まで議会で、私、欠席してて、委員会、全協でもそうです、前の議会でもそうでしたよね、配当金の配当は全て町に来るっていいながら、今違ってましたよね。出資割合に応じるんだって。でね、もしそうであるならば、5月の16日に会社つくったというなら、どうしてそれを議会に出さないんですか。まずそこですよ、議会に説明もしない、緊急性、この中で私たちがどうして町がしようとしてるかっていうところでね、どうしてもこの電力会社をつくるときに、国との動きの中で言わないと、私、今から町長に質問していく、どうしても業者寄りになってるんじゃないかということかみ合っていないと思いますので、この3点指摘します。どうか聞かせてくださいね。

電力システムを改革してきたっていうのは、62年ぶりの改革、直接的には御存じのように、3.11の東日本の大震災と東京電力の福島第一原発の事故で、圧倒的多くの方々が脱原発を目指したことで、電力の供給について考え始めたことなんですよ。そこで電力システムの改革が、それまでぼちぼちしとったのが、民主党政権のときだったと思うんですけどもね、加速的に出てきたっていう事実ありますよね。どうしたかって、電力の自由化っていうのはいい面もありますけども、言ってみたら電力、公共料金を決めているものを大きな会社からの、10の電力会社からの独占をやめるといういい面はあるにしたって、市場原理に委ねていくっていうことが出たわけですよ。そうしたら、次、自民党になって、安倍さん、どう考えたかという、市場原理に委ねて、そこを安倍政権が言ったアベノミクスの中の成長戦略の一つに位置づけてきたわけなんです。ここで当初、民主党が言っていたいわゆる脱原発、再生エネルギーの爆発的な推進というところがちょっと変わってたわけですよ。もしそのままいけば、うちの町でも何らかの方法はあったのかなと思うんですけども、それでどうかという、新たなビジネスチャンスが、23兆とも27兆円とも言われるものが市場に投げ出されるということになったわけなんです。これは一致すると思うんですね。

そしたら、今度住民から見た場合です。自由化になって電力下がるんだらうか、国民の利益になるのかという点ですよ。経済産業省は、2013年にこのデータとってるんですよ。諸外国における電力自由化等によって、電気料金はどうなるか。これを日本エネルギー経済研究所に調べさせたところ、ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、スペイン、ノルウェー、アメリカの2州、全て、自由化数年間は下がるけれども、その後はおおむね自由化以前と同水準に戻るか値上がりの傾向だっているのが、政府でそれ出ていることをつかんでいるわけなんです。それを見て、上がらないように対応したかっていうと、対応していません。こういう中で、自由化の中

で、うちの町も地産地消にいいっていうことで業者と手をつなぐことを選んだわけなんですよ。

ところが、町長、3つ目です。出されてきた資料の中で、わからんことばかり。町会議員が専門職でもないから、中を見て、会社に説明されて、これだからこれぐらいもうかりますと言って、わからなかった。まず一番わからない。料金原価がどうなるのか、このことが疑問でした。そしたら、こんな資料が出てきました。東京電力の経営を調査する国会の委員会で明らかになったのは、電力会社の販売電力量というのは、家庭部門が3割で、大企業などの自由化部門が7割だそうです。ところが、利益をどこで上げてるかという、3割の家庭部門で7割の利益上げてきている。大企業が7割使って、自由化部門については利益の3割だっていうんですよ。このことが国会で明らかになったのが、2015年の4月だそうです。そこでどうやら、電力の料金原価の仕組みもブラックボックスですよ。中身がよくわからない。どこでもうかってるのかわからない。その中で、おまけに自由化という名前のもとで、これまで公共料金を公に公聴会等開いて審査するところがなくしてきたわけですからね。言ってみれば、住民から見たら、自由化というけども、市場原理の中で今後上がっていくのか下がっていくのか見当つかないっていうところに投げ出されてきたわけなんですよ。

次、もう一つわからなかったのが託送料金っていう分です。考えてみたら、託送料金っていうのは電力を運ぶ線を使うのにかかる費用ですよ。こうしてみたときに、どう考えても電力をつくる、電源をつくるもとですね、ここを持ってるところはいいかもしれないけども、あとは躍らされる傾向があるというふうに思いませんか、町長。そういう中で、うちの町は住民にも議会にも説明することなく業者を選んで、地産地消だといって電力会社つくったんですよ。

まず初めに、町長、私の今の指摘をどう思うかっていうことと、本当に地産地消で住民に貢献したいというのであれば、5月16日に会社と結んだという設立のときの内容ないし契約をどうして議会に出さないのか、この点どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。国でいろいろ言われている電力の裏話のような話も今ここで披瀝がありましたけれども、私はそういうぐあいには思っておりません。そもそも、南部町が発電所を持ったということにおいて、やはりその発電所を有効に利活用するということが、これは大切な町長としての課題だと思っております。年間7,000万円程度の売電収入がっておりますけれども、これを電力の自由化にあわせて、もうちょっと高く買っていただくというようなことができるならば、これは町長としては当然考えるべきことであって、あなたがおっしゃるようなその電力の自由化で、国民に負担を強いるのどうの、そういう高邁な話は私にはちょっ

とわかりませんが、発電所を持っている町長としては、当然有効活用を図っていくということでもあります。

それから、急に出してきたとかいろいろおっしゃるわけですけど、全ての案件については絶えず新しいはずですよ。急なはずですよ。議会にちゃんと出して、御説明をいたして、そして議決をいただいている。議決をいただいたからには、今度は執行しなければいけませんから、その執行を、5月16日に会社の設立をしたと、それで登記ができたのが5月16日です。最初の議会であり、今議会において、行政報告で御報告をさせていただいたということで、そんなに何を問題にしておられるのか、私にはあんまりよくわかりません。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 一つ指摘は、裏話ではなくって、私が言うてることを町長、個人的な思い込みだったらいけないと思うので、私が準備してきているのは、全て産業省の委託調査の内容と国会の質疑の内容を言ってるわけです。捉え方の違いとって思っていないのは事実ですけど、私は町長、公のお金を使って電力会社、発電を6億円もかけてつくって、公費を使って会社と一緒にやろうと言ってるんだったら、それぐらい知っとかないといけないんじゃないですか。配当があると知りながら大きく動く中で、どうしたら住民に利益を還元することができるかって考えるのが、町長の立場やと私は思うんですよ。それで、私は申しわけないけれども、発電をつくって、それが有効に使えていないのではないかと思うから質問してるわけなんですよ。

次、聞いていきますね。本当に、それともう一つ、町長、5月16日に設立したっていうんですけども、申し合わせ事項も何もなくて、ただの設立で判押しただけですか。そうじゃないでしょう。どういう内容を話し合ったんですか。先ほど言ったように、ほかの多くの議員も思われますよ、今までは配当は全部町に入るって言ったんです。今、違ったじゃないですか。少なくともそのことを説明できる資料出せますか。まず、そのことを確認させてください。5月16日に設立したときに、町と出資会社とどのような申し合わせ事項をしたのかと、それ出せるかどうか。議長、求めます。何にも知らないところで質疑したところで、中身わからないんですよ。出してください。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。4月の25日に設立発起人会を行っております。その中で、発起人会の議事録等々打ち合わせ事項ありますので、必要ならば……（「今説明するだが」と呼ぶ者あり）説明させていただきます。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 今、説明をしております。

○企画政策課長（大塚 壮君） この場をかりて御説明させていただきたいと思います。

○議員（13番 真壁 容子君） ちょっとお待ちください。議長、申しわけないですけども。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時04分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

担当課長、答弁求めます。

企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。先ほど申し上げましたけども、本年4月25日に設立発起人会を行いました。その発起人会の中身でございますけれども、まずは商号を決める、会社のお名前を決めるということです。それから、会社の目的を決める内容となっております。発行株式総数についても決まっております。設立時の発行株式の総数は194株ということになっておりまして、発起人1人当たりの金額は1株当たり5万円ということになります。それから、発起人会、したわけですけども、発起人会の委員数は5名ということ。その中で、パシフィックパワー株式会社を発起人総代と定めて、この発起人会をしております。その他、会社設立に関する一切の事務を執行するものとするということで、パシフィックパワーを発起人総代と決めております。

発起人会の中身については以上でございますが、その発起人会と同じ提案といたしまして、合弁契約書というものもつけております。合弁契約書の中には、株式の数、総数、それから金額、その他もろもろ会社設立に必要な事項を定めたものを合弁契約書という中身でまとめております。その後、就任の同意書をつけておりますし、本事業所、それから設立時の取締役及び監査の役員の就任をつけており、発起人会はそこで終了しております。並びに定款についてもその場で協議をして、後日、設立のときの資料として提出をしているところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時11分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど言ったように、出すものはくれぐれも4月25日の議事録、発起人会の議事録、それから合弁契約書、定款を議会に速やかにお出しいただきたいので、よろしくをお願いします。

次に、聞いていきます。（発言する者あり）その説明、変わったところを先、聞きます。聞きたいんですよ、変わっていないんですよって。聞きます。町長、3月議会では、会社の社長さんだったかな、女性の方が来てる前で、配当金は全て町のほうにと考えていますとおっしゃいました。それで、この間の全員協議会、私は欠席してたんですけども、参加してる議員に聞くと、そのこと確認すれば、配当のほとんどは町に入ることになるというふうに説明したというふうに聞いていますが、町長が出資割合で配当をするということについていう根拠と、どこでそれ決めてるのか教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） はい、企画政策課長です。配当については、会社法にのっとって出資範囲の中で配当を行うということがあります。ただ、前回の全員協議会等々で御説明しておりましたけれども、今回10月に売電を始めるに当たりまして、今年度は配当が出ないだろうと、余り出てこないということで、いずれにしても最終的には株主総会の場でその判断を下されるということとなるというふうに思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 確認。当然、会社法では出資割合に応じて配当するのが当たり前なんですよね。町長はそれを言ったということですね。そういう現状だということですね。そういう内容を書いてあるということ確認したいと思いますのでね、ということは今までの説明と違ってきているということですね。その確認です。（発言する者あり）今までの説明と違ってきたが、出資割合に応じて配当するということになったということですね。それをここで確認しておきますね。

次に、町長は……（発言する者あり）こっちが判断するから。引き続きするから。

○議長（秦 伊知郎君） 町長に説明させます。

町長。

○議員（13番 真壁 容子君） ちょっと。あなた方、変わってるね。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私は、全協の場だったのではないかと思いますけれども、出資割合に応じて配当はあるというぐあいにお答えをしたと記憶しております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 会社法、出資割合に応じて配当するのは当然なんですよ。それをね、町長、自分はそう言ったって言って、担当課もほかの会社の社長もそう言わざるを得ない状況で言ってることを、自分が言ってるって。多くの議員は、配当は全額来るっていうふうに説明は聞いてるんですよ、聞いてますよ。（「聞いてない」と呼ぶ者あり）町長がおるときに、町長は確かに、それはどうかかわらないと言いましたけれども、そういう話で来ていました。いいです、ここはつきりせんといけないからね。笑い事ではないですよ。（発言する者あり）だったら、議会のときは、担当課に答えさせないで、あなたが答えるべきですよ。そうでしょう。（発言する者あり）そしたら、ちゃんとそれを徹底してください、全部に。そういうふうに答弁するってね。そういうことだと思いますよ。

町長ね、言っていました、確認です。2つあります。住民や地元にあい電気を供給できる仕組みをつくっていくというのを、当然だっというふうにおっしゃったんですけども、町長は住民からもより高く電力を買いたいっていったんですよ。説明の中では、会社に聞いたときにこれできるのかっていったら、今のところする考えありませんって言ってたんですよ。確かによく読んでみたら、うちの町は太陽光を普及させようとして何十万だかの補助金を使って普及させてきましたよね。ここほとんど中電とですよ。契約ですよ。これが今度かわった場合に、そこのおうちの電力を新しい電力会社を買えるのかって聞いたときに、それは今のところ考えていないっていったんですよ。町長はそれするって言いました。どこにそう書いてありますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この電力会社は小さく産んで大きく育てようということでもあります。したがって、発展段階において、そういうことも当然考えていかなければいけないということでもあります。すぐはできんということ、できないというか、できんこともないかもわかりませんが、最初はやっぱりちゃんとした収益を上げて、しっかりとした財務基盤をつくって、そして徐々に広げていくという発達段階を考えております。そういう中で、当然自宅で太陽光発電しておられる方についても、対象にしていきたいというように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そういうことはここに一つも書いてなかったんですね。確かめたときに、それはできないよって言ったんですよ。町とすればそれをできるように意見も言っていきたいということですね、そのように解釈しておきますよ。

次、より再生エネルギーをたくさん普及させるために、たくさん買い取ってもらうことを考えていきたい。最初は小さく産んでっていうんですけども、この会社の資料を見たら、2000何

年でしたっけ、最後は。2020年。ずっとね、再生エネルギーの買い取り量は同じなんですよ、1,500キロワット。最初200キロワットでしたよね、それでおかしいんじゃないかって白川議員か誰だかが指摘して、そしたら全部買います、1,500っていったんですけども、行く行くは町内の全ての発電のところですね、例えば南部町絹屋のドリームソーラーとか、県営住宅跡のノーリツ発電とか、賀祥ダムの小水力発電の分も買い取りたいっていうんですけども、こういうところは全然数字に入ってきていない。それはどこまで買い取れるって判断をしているんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。当初、太陽光発電の南部町が保有しております1.5メガの発電で計画をしておりました。ほかの民間さん所有の施設もたくさんございますので、順次その中で買い取れる分は買い取ってまいりたいというふうに考えておりますし、ただ、ほかにも県の持っている施設もありますので、そういったところからも今後営業活動として、順次入れていくといったようなことを聞き及んでおります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、2回会社の方から話を聞く機会があったんですけども、再生エネルギーを買い取るほうがリスクが高くなってくるんですよっていう説明も受けてるんですよ。私はこういう小売業ですね、バックアップする中電にほとんど依拠しなくてはならないこの電力会社をつくったところで、本当に再生エネルギーの爆発的な普及に、町が目指している循環型社会に貢献するのだろうかという点での質問なんです。もしそうであれば、町長、循環型の社会を目指していくというのであれば、より多くの再生エネルギーをつくっていくことのほうに主力を置くことのほうが大事ではないかっていうことなんです。町のすべきことは、だと思いませんか。真庭市がそうでした。私は、せっかく5億以上つくって出したもんですから、それと町内にもいろいろな発電装置をつくったところあるんですからね。ここを使っていくのであれば、町のやるべきことは今、中電に左右される、そして小売業で振り回されていくのでなくて、爆発的に再生エネルギーをたくさん生み出すほうに重きを置くんだと、こういうことが大事だと思うんですけど、それどうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。再生エネルギーについては、さっきも外国の例なんかも言っておられましたけれども、結局、消費者が最終的にはかぶるわけでありまして。そういうことも知りながら、やったほうが良いということで、あなたにも賛成していただいて、鶴田の太陽光発電所をつくったわけです。結局そういうことですから、爆発的かどうかわかりませんが

も、どんどん再生エネルギーをつくっていけば、脱原発の道にも近づくだろうし、これはいいことだと思っております。

同時に、電力の自由化になって、今、少しでも発電したものが高く売れると、こういうスキームができたわけですから、あるものをやっぱり活用するというのも大事なことだと思います。どんどん再生エネルギーをつくっていくということも大事なんですけども、取り組むということも大事なんですけども、同時にそのつくったものを少しでも高く売っていくというようなことも考えていくべきではないかと思っております。これは、発電所を設置した者の必然的なことです。これを投げておけば、高く買ってごすのに何で安く売っちゃう話になると思いますよ。活用するという観点を御理解いただきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 高く買ってもらおう方がいいってことを言うのであれば、町の資料でいえば、平成26年度でしたか、7年度ですか、オリックスに売ってましたよね、中電とオリックス。オリックスのほうが高く買っていた。計算し直してみたら、この新しいエネルギー会社を買ってもらうより、オリックスに買ってもらうところを大きくしたほうが金額ふえるんじゃないですか。この資料ですね。この資料を見たら、そういうことになりますよね、金額だけでいえばね。そういうことを考えた場合、何に重きを置くかということ、やはり住民も協力しようという爆発的な再生エネルギーをたくさん生み出していくことに対する支援策をつくっていくことが私は求められると思っておりますので、それを検討してほしいということですね。

それと町長、時間がないのでいきますけれども、私はどうしてもこの町が緊急に3月議会で、それも相手を特定して決めてきたっていうことも、すごく不自然さを感じているわけです。つくったのが美保テクノスの協力もあったからというんですけれども、言ってみたら、そういうことで、契約ではないって言って随意的に相手を特定してやるっていうことは、これは特別な業者との関係になってくるわけですね。地方自治法では、例えば契約なんかでは、原則一般競争入札だと。なぜかということ、公平性と、町に不利益を与えない、自治体にということですね。それと、業者と特別な関係を持たない。これが何よりも町としては大事なことだと思うんですけれども、例えば泉佐野市では、同じように電力会社を、公営の電力会社をつくる時、パートナーを募集するといって公募してるわけですよ。それでプロポーザルをして決めているわけなんです。どうしてそれをなさらなかったんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） パートナーについての御質問は先ほどお答えしたとおりでございます。

いわゆる契約ではなくて、出資ということでもあります。これはパートナーを選んで、ともに事業を行うために資金を出し合う性格のものでございます。残念ながら、町にはノウハウがないという弱みがあるわけでありまして、美保テクノスが鶴田の太陽光発電所を建設した御縁で、パンフィックパワーという会社がそういう話を、電力自由化、そしてそのノウハウを持っているということによってきたわけでありまして、これはプロポーザルなんてやなことになりますと、これは信義にもとることになるのではないかと思います。結局、そういう提案をしてきたものを外してということには私はならんのではないかと考えております。御理解をいただきたいと思ひます。ぜひ、こういう年々の財務状況などを公開して、透明性の高いものにしていくということが大事ではないかと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 特定の業者とつき合いがあるかといひて、そこを優先するのは、これは自治体のあり方としてふさわしくないんですよ。だから、契約では地方自治法にとらわれないといひ、第三セクターや、このような出資のときには、だからこそ、総務省が平成26年の8月5日付で経営健全化に関する指針の策定について、第三セクターの設立のときには、少なくとも本当にこういうことが必要なかどうか、第三者にも客観的に意見を聞いてつくるべきだと。決して先にありきではないと、ここに書いてあるわけですよ。少なくともその手段を、その手続をあなたは踏むべきだったのではないですか。今聞いとったら、特別な業者との関係でやったので、何が悪いのかって言ってるんですよ。それでは通用しない。個人のおうちだったらいいかもしれませんが、地方自治体は公的なお金が動いてるからしてるし、これで議会で私たちもそれを審査するわけなんですよ。そういう点でいへば、町長、あなたはここで不備があったと思ひませんか。

それと、第三セクですよ、つくろうと思ってるので、読んだと思ひんですけども、平成26年のこの総務省の通達は承知していたのか、どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 御指摘をいただいて後から読んでみましたら、まさにそういうことが書いてございました。私はそのために、議会にちゃんと事前に話をして御了解をいただいて、やっておるといひぐあいに理解しております。町の執行部が勝手にそういうことをやったものではない。ちゃんとその業者名も明らかにして、経緯もちゃんとお話をし、議会の御了解をいただいたといひぐあいに思ひておりまして、その辺も含めて御了解をいただいたものだと、このように理解しております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） その考え方ですよね。もし本当に議会に真剣に、議会の意見を聞きたいとか住民の意見聞きたいというのであれば、こんな会社を立ち上げようと思うがどうかと思ったときに、どうして相談なかったんですか。予算の出てくる3月議会の初日に会社の説明をする、それで、今言ったように、その後の設立の合弁の契約書も出してこない、この段階で議会の皆さんに委ねていますっていうようなことが言えるんですか。確かに地方自治法と二元代表制では、議会での議決事項になります。しかし、そこには少なくとも町として公的な責任果たすのであれば、地方自治法や総務省の通達どおりにして、議会に出してくるとというのが町長の仕事ではないですか、どうなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。おっしゃるように、順序立てて進めれば一番よかったかもわかりませんが、至らぬところも多々ありまして、そういう点で御指摘いただくなら真剣に受けとめたいと思いますが、いずれにしても、議会審議において、そういうことも含めて御審議をいただき、十分な時間もあったと思います。御理解を賜ったというぐあいになっているわけですから、御承知おきいただきたいと思ひますし、御承諾もいただきたいと思ひます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 不十分だっということをお認めになられたのであれば、今後そういうことのないようにということと、一つはこの電力会社について、町に求めることです。何とんでも地元の業者が入ってきたと……（サイレン吹鳴）

○議長（秦 伊知郎君） 中断してください。

再開します。

○議員（13番 真壁 容子君） 地元の業者が入ってきたといっても、この会社の出資の筆頭株主は、町になってきます。そこでの権限を行使していただくために、議会に対する経営情報の報告は法的には出資金等の資本金等の2分の1以上出資していないといけません、町等、条例で定めるとその範囲を広げることができます。例えば、私たちが視察に行った真庭市は、4分の1以上の出資をもって議会への報告義務を課すということをしています。今回、とりわけ町がつくってきた電力です、町の財産です。そこを委ねるわけですから、少なくとも議会に対して経営状況の報告するために、400万、1,000万切りましたが、約4割ですね。4割の出資している町に、議会に経営状況の報告できるように、条例をつくっていただきたい。このことについて、どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。半分以上出すと代表権ということですが、そうではないので代表権はないということですが、町の監査を受けるようになっております。したがって、そういう定款にしております。（発言する者あり）いや、定款でしております。したがって、その経過を見て、条例でも必要ならそれするのもいいかもわかりませんが、今のところはそこまで考えんでもいいのではないかと考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、その定款に4分の1以上の出資ですよ、だから、町に、自治体に、経営状況の報告をするものとするということを入れるために、町長が、町が出資した会でぜひ意見を述べて、そういうふうにしていただきたい、それをすべきだということを指摘して、次の質問に入ります。

地域振興協議会の件です。町長、町長は印象に残ることでも、地域振興協議会が一番印象に残ってるとおっしゃって、いろんな活動が進んでいるって言うておられたんですよ。住民は地域でいろいろ活動してるから、さまざまな活動を振興協議会というふうに言っているのかどうか分かりませんが、集落やいろんな地域で活動をしていると思うんです。私はどうしても町長に、この地域振興協議会について、振興区制度の、振興区の設置条例が、私は地方自治法から見て該当しないんじゃないかっていうことを、以前から、つくったときから言わせてもらってきたんですよ。今回、去年でしたか、議会で各振興協議会にお世話になって、住民との説明会に臨みました。そのときに、私が参加したのは5つだったかな、ですけども、4カ所から振興協議会の活動に対しての意見が出たわけなんです。そのときに感じたのは、この2番目に感じている、振興協議会というのは、公務員ではないけれども、住民から見れば役場の職員のように、自分たちの仕事をしてくれる、そこには各住民に対して意見の違いがあっても、不公平とか、不公正についての憤りとか、怒り、そういう声があるんです。それは事実だろうなと思ったんですよ。それと、町長は財政面のことを言われましたが、私たちが聞いたのは、そういう異なった意見でもきちっと意見として取り上げてくれるというか、公平的な民主的な運営の問題での意見が多かったというふうに私は受けとめています。

町長、問題は、町長は住民の組織だと言うんですけども、これは明らかに行政組織になってきますよね。だって、条例で決めてるんですから。それにいる方は、非常勤の特別公務員ですからね。そこで、そこの方が公務員でもない方なんだけれども、そこで採用された方に、半ば町の仕事の下請のようなことをなさってきてるといのが現状ではないでしょうか。そう言ったら

町長がお怒りになるかもしれませんが、議事録等読ませていただいたら、町と振興協議会の会長さんとのやりとり見たら、ほとんど町から仕事の依頼ではないですか。これが私は、言ってみれば振興協議会に対する住民の反発の声や、そういうことを生み出してきているのではないかと思うんですよ。

これはやってる方々の責任ではなくって、私はどこに原因があるかと思って考えたときに、やはり振興区設置条例等で住民の住んでるところを統括するのが地域振興協議会だっていうようなことを決めて、そこで会長、副会長を非常勤特別職にして、住民はそこで自治活動やれっしてしているところに大きな間違いがあるんじゃないかというふうに思うんですよ。

それで私は、時間がないから見直すとすれば、一つは、公民館制度を復活させて、自主的な活動である、これまで地域を担ってきた人たちの人材っていうのは、多くは公民館の民主的な活動の中で生まれてきたっていうのは、これは日本の歴史の中でも、戦後歴史の中で明らかなことですよ。そういうことを復活させるためにも、ぜひとも町と教育委員会の責任で、公的な公費で、きちっと社会教育主事を置いて、人格の形成ですよ。それと人間の向上心とか教養を高めていく立場って公民館法に書いてあります、そこを町が責任持って実現するという立場を、ぜひ改善していくべきではないかっていう点の一つ。

それと、私は町長たちが提案している小規模多機能自主組織、そのことについても否定はませんが、私は肯定もできない状況だと考えています。

もう一つは、公民館制度をきちっと持つことと、産業振興で地域振興を言っていくのであれば、やりたい方々がやりたい産業興しができるような形で支援していくという形に変えていくべきではないかというふうに思うんですよ。地域振興協議会を続けて、会長、副会長がなかなか決まらなくて、同じ方がされている状況もあるわけです。そういうことを考えたら、私は振興協議会の見直しは設置条例のもとから考え直していくべきだと思うのですが、その点について、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。見直しをせということでございますけれども、実際に運営しながら、是正すべきところがあれば是正していけばいいというように考えておりますが、基本線というのはやっぱり大事にしていかなといけんということでございます。

それから、特産品、公民館を主事を置いておっしゃいましたけれども、旧西伯の場合、ちょっと振り返ってみたいと思いますけど、東西町と天津と法勝寺に主事がおられました。あとはなかった。公民館主事を置け、公民館主事を置けというのが、そのときの真壁議員あ

たりの主張だったと思います。今は、全部の地域に、公民館主事ではないけれども、地域のお世話する人を配置できました。そういう評価も私はいただきたいと思います。

それから、特産品も当時から随分いろいろ言って取り組んできていただきましたが、結果として芽生えたものはあんまりなかったわけです。ところが、振興協議会をつくって、いろいろ広範な中で協働してやっていただく中で、特産品らしきものもできてきました。こういういい評価もあるわけでありまして、そこは私どもとしては光を当てて評価をしてあげてほしいというように願っております。

それから、公民館についてはさっきも言いましたけど、やっぱり何ていいんでしょうか、人格の形成だとか、公民をつくっていくということについては、これは全く異議はございません。大いにやるべきだというように思っております。そういう活動を、それぞれの現場、フィールド、現場をもって実際に実践しているのが今の振興協議会だというように思っているわけです。公民館にいろいろな考えておられるのもいいわけですが、それをもう具体的に実践する段階に来ていると。生涯学習の場だと。その結果が、例えば特産品につながったり、あるいはすぐれた自治表彰で県知事表彰を全部の振興協議会が受けたりしております。今までなかったことです。そういうところを私は評価をしていただいて、また、是正すべき点があれば是正、こういう面はこうしたほうがいいのではないかというような御提案をいただければ、謙虚に受けとめて対応したいというように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 時間がありません。最後の質問としてください。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 提案してるつもりです。専門性を大事にすべきではないか。公民館的な役割と公民館とは違いますよね。私は、ぜひとも公の立場で仕事をなさっている町長には、社会教育法に定められた公民館法に基づく公民館を地区にも復活させて、そこで本当に公的責任を持つように人材育成の場にしていくような場所にしていただきたいということと、何回も言うように、振興協議会にいる方々のことを言っているのではないのです。町長、お世話する人々がふえたって言うけども、お世話しているって言うけども、あれは町の仕事をしていることですよ。本当にあなたが望んでつくったのは、自主的に動く地域自治区をつくりたかったわけじゃないんですか。であれば、町の仕事の押しつけではなく、本当に住民自治が発揮できるような仕組みに変えていくべきだ、そのためには住民の意見を聞くことだということを指摘して、終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁されますか。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この件については、当初から言ってまいりましたように発展型で考えておりますので、是正すべき点があれば是正していけばいいというように思っております。

それと、振興協議会は町の下請ではございません。そこはお間違えのないように、そのように受けとめておられる人が案外多いので、あえて本議場でお話ししておきたいと思っておりますけれども、町とのコラボレーション、共同する組織だというぐあいに理解しております。こっちはそのように思っております。町はそうのように思っております。したがって、住民の皆さんも、そういうぐあいに受けとめていただいて、自主的にやっているからこういう特産品でもできてくるわけです。ですから、お願いすることもたくさんありますけれども、決して町政の下請というような扱いはありません。協働しておるといってぐあいに理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で13番、真壁容子君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩に入ります。再開は午後1時、13時からいたします。よろしく願いいたします。

午前11時43分休憩

午後 1時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

午前中に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

4番、板井隆君の質問を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。議長からお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

最初に、なんぶ里山デザイン機構の役割と運営についてです。4月1日に設立された特定非営利法人なんぶ里山デザイン機構について。南部町における地方創生戦略は、なんぶ創生100人委員会からの提案をイメージ戦略策定会議によって、昨年9月に策定されたなんぶ創生総合戦略を具現化するために設けられたものであると認識をしております。日本共産党南部町議員団が発行した掲載によると、法人の持続的な収入で自立的な運営を目指す法人に対して、大きな疑問を投げかけた記事が新聞折り込みされておりました。町民の方からも、さまざまな質問を受けております。人口減少に歯どめをかけ、南部町に新しい風を起こし、町の活性に挑戦される新しい法

人の役割と運営について伺います。

1つ目、職員構成と採用の経過について。事業費の総額5,355万円のうち、人件費の占める割合について伺います。また、採用された事務局長の人選と年収600万円について伺います。

2つ目、法人の事業の内容について伺います。地方創生加速化交付金のうち、国から採択となった事業の内訳と行政とNPO法人がそれぞれ行う事業についてお伺いをいたします。

3つ目、南部町版C C R Cを推進する上で、今後、町民にとってどのような活性が期待できるのか伺います。

次に、新電力会社南部だんだんエナジー株式会社の設立について伺います。3月定例議会で提案がありました、そして可決をいたしました新電力会社が、5月16日に新電力会社、南部だんだんエナジー株式会社として誕生いたしました。この件についても同様に記事が記載されており、業者の利益優先の新電力会社に税金を出資と大きな見出しが書かれておりました。私たち議員は、町執行部の提案を真摯に受けとめ、説明を受け、町民の代表として責任を果たすことが議員としての立場であるというふうに思っております。

このたびの新電力会社の設立に当たって、再度お伺いをいたします。

1つ目、新電力会社設立に当たって、町長の見解と決断の真意を伺います。

2つ目、会社への共同出資で町としてのリスクについてお伺いをいたします。

3つ目、新電力会社は業者の利益優先であるのかお伺いをいたします。

4番目、町民にとってのメリット、デメリットについてお伺いをいたします。

続いて、3番目です。地域公共交通網形成計画についてであります。全国的な人口減少傾向の中、各自治体では生き残りをかけた定住促進が喫緊の課題となっており、我が町も定住化に向けたさまざまな取り組みが行われております。しかし、ライフスタイルが多様化している現状において、全ての生活を町内で完結することは困難であります。実際に勤務先や通学先を米子市に依存しているのが現状であり、米子市への移動・利便性の確保は定住化にとっても重要な課題であるというふうに思っております。特に、交通弱者に対する移動手段の確保は、町民の利便性向上に、また町内循環ふれあいバスの運行や、公共交通検討委員会の開催や交通空白地域の解消方法や最適な公共交通のあり方について、策定を専門業者に委託をする予算が今年度計上されておりました。現時点での町としての考え、今後の見通しについて伺います。

1つ目、現行での公共バスとふれあいバスの運行状況について伺います。

2つ目、現行でのバス対策事業維持に要しております町からの補助金について伺います。

3つ目、現行路線を法勝寺どめ、また天萬どめとした場合の補助額の変更について伺います。

4 番目、現行路線の通勤、通学には、乗りかえなく米子市への移動確保が必要と思いますが、考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 板井議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、なんぶ里山デザイン機構の役割と運営についてということでございます。NPO法人なんぶ里山デザイン機構を設立するに当たり、ことしの2月に、NPO法人の独自採用職員5人のうち、事務局長及びふるさと納税担当職員の2名の募集を行われました。なお、その他の3名の職員については、既に町の非常勤職員として実際にそれぞれの担当業務を経験していたため、NPO理事による面接試験での選考とされました。募集は、町ホームページのほか、ハローワークを通じて広く応募者を募りましたところ、県内外から事務局長に8名、ふるさと納税担当職員に13名の方が応募されました。事務局長は全てハローワークやリクルートを通じた応募であり、履歴書、職務経歴書及び作文試験による書類選考の後、NPO理事長、副理事長と副町長による面接試験が行われました。また、ふるさと納税担当もハローワークや地域仕事支援センターを通じて応募があり、履歴書、職務経歴書による書類選考を行った後、NPO理事長、副理事長と企画政策課長による面接試験が行われました。このように公平、公正なプロセスを得て、現在の職員構成となっており、チラシにあるような、決して元役場職員の天下りといったことではございません。

次に、事業費の総額5,355万円のうち人件費の占める割合ですが、NPOの平成28年度活動予算書によると、事業費総額としては5,767万5,000円であり、そのうち人件費は1,854万6,000円です。内訳は、理事長、副理事長の報酬が204万9,000円、事務局長の人件費が357万6,000円、職員4名分の人件費が1,104万6,000円、1人当たり平均276万2,000円でございます。その他、今後採用予定のパート職員人件費として187万5,000円が計上されております。チラシに書かれていた事務局長の年収600万円というのは、NPOが設立される前の段階で、町が議員の皆様にお示しした収支シミュレーションからの金額だと推測するのですが、この時点では、全国から優秀な人材を募り、南部町に来てもらうためにはこれくらいの金額提示が必要ではないかということで、かなり高目の金額を見込んでおりました。しかし、結果的には年収360万円程度の身の丈に合った金額に落ちついたようです。また、給与に関しては、NPOが独自に給与規程を定めておられ、その方の年齢、キャリアを加味して金額を決めておられます。

次に、地方創生加速化交付金のうち、国から採択となった事業の内訳と、行政、法人が行う事業はというお尋ねでございます。CCRC関連事業に限って申し上げますと、まず、拠点づくりに関する経費として、基本計画査定に関する費用が900万円、賀野地区にサテライト拠点を設けるための検討費用として100万円が計上されております。次に、生涯活躍のまちの運営主体となるまちづくり会社の活動経費として2,495万4,000円、基本的にはこの中で法人のCCRC関連事業を行うこととなります。そのほかに、青年海外協力協会、JOCAとっておりますが、これを通じて青年海外協力隊経験者を誘致し、まちづくり会社及び地域振興協議会をサポートする経費として1,200万円、お試し住宅整備に関する経費として769万円、里山の情報発信に関する経費として519万4,000円、まき割りイベントに関する経費として120万2,000円、森林散策道整備イベント及び里山の資源を生かした産業の創出に関する経費として31万円、遊漁施設整備検討に関する経費として16万1,000円、まちの保健室に関する経費として306万3,000円、統合医療関係の生活の質、QOLを高めるためのミニシンポジウム開催に関する経費として47万5,000円、健康長寿のまちを実現するための学会参加経費として47万6,000円、薬膳普及のための経費として17万4,000円、NPO法人スポネットなどに委託して行う運動や食生活の改善に向けての取り組みに関する費用として71万6,000円、高齢者が主体的に集まる介護予防の活動に関する経費として31万2,000円、薬草、薬木、ハーブなどの栽培計画の検討、実施に関する経費として36万9,000円、都市部での宣伝強化に関する経費として136万8,000円、総額6,846万4,000円が採択されており、これは100%の補助率のため、事業費総額イコール補助対象金額となっております。なお、当町の加速化交付金の対象となった南部町版CCRC推進事業は、特徴的な取り組み事例ということで国のモデル事業となり、内閣府ホームページでも紹介されております。

このCCRCを推進することで、どのような活性が期待できるのかということでございます。南部町では、小規模多機能自治組織として自治体内の分権を進めることを目的の一つに創設した地域振興区制度も10年目を迎えて、地域にしっかり定着し、7つの地域振興協議会が防災活動や子供や高齢者の見守り活動、特産品開発など、それぞれの特徴を生かした活動を展開してきました。しかし、南部町の人口は昭和60年をピークに緩やかに減少しており、従来の地域住民主体のまちづくりでは、少子高齢化による担い手不足などの問題への対応が難しくなりつつあります。そこで、生涯活躍のまちのスキームを活用し、都市部などから新たなまちづくりの担い手を誘致することで、地域の方と移住者が一緒になって地域を盛り上げていこうとするものであります。この構想については、各所で大変評価をいただいております、注目度も高いのですが、まだ構想

は動き始めたばかりです。この構想が絵に描いた餅とならないように官民一体となって全力で取り組む所存でございますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、新電力会社設立についてでございます。先ほど真壁議員にお答えしたとおりでございますが、御理解もいただいていると思いますが、重複する点があるかもわかりませんが、御承知おきください。新電力会社である南部だんだんエナジー株式会社は、地域で発電した電力を地域内に供給する循環型のエネルギーの供給システムを構築し、環境に優しいまちづくりを目指すことを目的として5月16日に設立しました。電力の供給元としては鶴田にあります町所有の大規模太陽光発電施設1.5メガワットを活用し、町内にある再生可能エネルギーを発電している施設なども営業努力により取り入れたいと考えています。本年4月から電気の小売業への参入が全面自由化されたことにより、一般家庭を含む全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになりました。これを受けて、本町では、町内で発電した再生可能エネルギーを活用し、エネルギーの地域循環、いわゆる地産地消を進めたいと考えているところでございます。具体的には、町直営の鶴田の太陽光発電所でできた電気を、今までは中国電力とオリックス株式会社に売電していたのですが、今後は新電力会社に少しでも高く売ること、太陽光発電会計の収益をふやします。一方、新電力会社は固定価格買い取り制度のスキームを使って、安く安定した電気を供給することになります。これにより、町は保有する公共施設の電気代の削減ができ、財政負担の緩和ができます。

また、本事業で生み出す営業収益を広く町民へ還元する方法として、同じ重要なライフラインである水道事業へ活用することとしました。この水道事業への活用スキームは、現在のところ本町だけのものであり、全国ほかにはありません。

このスキームの発想の理由は、次の2点です。

まず第1に、本町の人口減少が進むことは、人口ビジョンにあらわされているとおり、否めない事実ですので、水道事業会計を支える受益者も減ってくることが予想され、経営を圧迫することになること。第2に、本町では合併後、現在まで水道料金が旧町で違っており、料金統合ができていない状況にあります。これを解消する手段として、今回の事業収益を水道事業会計の健全化に活用し、将来的に住民負担の軽減ができれば料金統合に資することになるということ、この2点と前出の要件を総じた結果、今回の新電力会社の設立を決断したところであります。

次に、共同出資で町としてのリスクについてでございます。南部だんだんエナジー株式会社は、町と民間会社を含む5社の株式、株主で構成し、資本金の970万円のうち、南部町は400万円を水道事業会計から出資しています。それぞれの株主は、会社が目的とする事業を遂行するた

め、その任を担う立場にあります。もし仮に、あってはならないことですが、経営破綻となった場合、会社法第104条、株主有限責任の原則により、株主は有限責任でありますので、出資金以上の責任はないと考えております。

新電力会社は業者の利益優先であるか何うということですが、現在、10月の供給開始に向け、準備を進めておりまして、営業利益については現段階の試算で3年後をめどに500万円程度を目指しております。営業に伴う利益については、町の水道事業の運営に資する使い道を検討しております。なお、配当については、株主総会での協議の後、持ち株数に応じた配当となります。

なお、この新電力会社の事業については、決して多額の利益を得るような事業ではございません。また、需給調整、経營業務の委託先のパシフィックパワーへの委託料については、年間売り上げの約1割となります。

次に、町民にとってメリットやデメリットについてでございます。電力の供給先として、キックオフとして公共施設や地元企業を想定し、セカンドステージとして将来的に一般家庭への供給も目指しています。南部だんだんエナジー株式会社のように、自治体が電力会社に関与することで、町民へのメリットの第1は電力の購入先を複数から選択できるという点です。今までは中国電力との契約となっていたのですが、4月より新電力会社が参入しており、既に電気代を安くできるメニューや、何かとのセットでお得な契約もあらわれてきております。各御家庭で電気の利用形態はさまざまだと思いますので、実情に応じてメリットのある契約を選択できることとなります。

2つ目には、単なる電力の価格勝負だけでなく、営業に伴う利益を地域へ還元することにあります。公共サービスの中には、水道事業のように、全ての住民にとってなくてはならないが、維持管理や経営に多くの費用を要するものがございます。また、将来的に見ても、人口減少社会の中でますます事業経営が難しくなろうかと思えます。このような事業に営業利益を充当し、持続可能な事業経営を手助けすることで、ひいては住民の利益につながると考えております。

一方、新電力会社のデメリットとしては、これはほとんどないと考えております。ただ、これまで電力供給は中国電力を初めとする大手電力会社が担ってきており、大手の信頼感については現段階では勝てないと考えております。しかし、自治体に関与しているという安心感や、営業力という民間の強みを生かした地域に密着したサービスを展開することで、今後不安材料を払拭できると考えております。

次に、地域公共交通網形成計画についてでございます。平成27年度のふれあいバスの利用者

数は3万7,664人で前年比4,571人の減、路線バス、これは日ノ丸バスでございます、の利用者数は17万2,119人で前年比1万2,914人の減となっています。

町からの補助についてお答えをしております。平成27年度ふれあいバス運行委託費は、鳥取県からの補助金649万1,000円、安来市からの補助金15万3,000円、運行収入289万890円、南部町の補助金は1,450万2,803円ということになっておりまして、総額2,403万7,693円です。バス利用者1人当たりには換算しますと、補助金分は561円となります。

続いて、路線バス運行に係る国の補助金でございますが、370万500円、鳥取県補助金1,643万3,176円、米子市からの補助金1,461万4,021円、南部町の補助金2,210万6,264円であり、総額5,685万3,961円です。これは前年比202万6,340円の増であり、増加率10.09%です。こちらも利用者1人当たりには換算しますと330円の税金を投入していることとなります。現在のバス料金から見ると、ふれあいバスが約4倍、路線バスが1.5倍となり、現状が続くことになると存続が難しくなることが懸念されます。

現行路線を法勝寺どめ、天萬どめとした場合の補助額の変更についてでございます。路線バスについての補助金の算出は経常収益をベースに計算しますので、今の段階で確実な数値を算出するのは困難ですけれども、各路線の運行距離の縮小から計算してみますと、両方で1,000万円程度の減少が考えられます。ただし、現時点では御内谷線の天萬どめは想定しておりませんので、600万円程度の減少になると考えます。

通勤、通学には乗りかえせずに米子市への移動確保が必要と思うがどうかということでございます。高校や米子市内の企業などへの通学、通勤手段として、現行の路線バスを利用して乗りかえなく米子市内に移動することは、利用者にとっては大変便利です。現行どおりの運行存続を強く希望しておりますが、昨年、鳥取県が策定した鳥取県西部地域公共交通網計画では、上長田大木屋線と東長田線を統合し、法勝寺周辺どめとし、法勝寺以南はふれあいバスなどでの対応を検討する旨の計画が示されております。本町ではそれを踏まえ、今年度南部町公共交通地域計画を策定するため、バス事業者、タクシー事業者、福祉輸送事業者、地域振興協議会、学識経験者などで構成される南部町公共交通検討委員会等で、詳しく検証、検討することとしております。人口減少社会に向かっては、年々財政負担がふえることが予想され、路線維持が難しくなると懸念しております。やはり、バス路線の維持は利用者に乗っていただくことで可能になります。これまで以上に地域の方にバスの必要性と大切さなどをPRし、少しでも多くの方にバス路線の維持への御協力と御理解をお願いしてまいります。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君の再質問を許します。

板井隆君。

○議員（４番 板井 隆君） 板井です。答弁ありがとうございました。

それでは早速、時間も少ないので再質問に移らせていただきます。

最初に、職員の採用事項についてということなんですけど、よく聞くと天下りという文面等々が出てきております。このたびの採用の状況を見ますと、この法人自体もまずはハローワークの仕事をしている立場もありますでしょう。そう簡単にほいほいというわけにはいかない立場もありますしいうこともあって、町のホームページやハローワークを通じて応募をされたということで、その点については一応間違いがないか、再度確認とっておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。議員おっしゃったとおりで、公平に面接を行っております。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君。

○議員（４番 板井 隆君） ありがとうございます。このチラシに書いてある分なんですけれど、元役場の職員であったということは間違いのないわけなんですけれど、退職されてからもう３年以上過ぎておられます。退職されて一度、１年間、東北震災のあった南三陸町ですか、そちらのほうに、土木技師か何かを持っておられたんですかね、そういったような関係もあって、１年間、南部町の職員としてそちらのほうでしっかりと仕事をして帰っておられるという状況だと私は思っております。この採用について、誰に聞こうかなと思ったんですけれど、この法人の理事長さんに実は直接お電話をして状況を聞かせてもらいました。先ほど町長の答弁からも、理事長も面接のほうをされたというふうに聞いておまして、町長が先ほど言われたとおりの状況の中で人選をしたということで、最終的に書類選考をして、その後、残られた方を面接と、それから作文によって点数をつけて決めたんですよ。決してもともと、もともとが町職員だから採用したわけではないというふうにはっきりとおっしゃったわけなんですけれど、そういった点について、職員の採用ということについて、特にこの今回のなんぶ里山デザイン機構の事務局長として、どういった方が、どういった人材が一番必要であったかということについて、町長はどういうお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。これはNPOの一つの判断でございますので、私がどうこう言うことではないのではないかと思います、いわゆるその町の行うCCRC事業というものを一つのメインの大きな柱に据えているわけでございます、やっぱり町との連携がきち

んにとって意思疎通が図られる、そういう局長さんにお世話になりたいものだと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君。

○議員（４番 板井 隆君） そうですね、５月の広報「なんぶ」に、表紙のはぐったところに、デザイン機構の開設の大きな写真と理事長さんのコメントが入ってる中に、公設民営の組織なので、やはりそういったことにたけた方がいい、また、内容的にもまず、プロを呼んでくるよりは、町を知ってる人がやはり局長になったほうが、これからの出だしとしては必要なんじゃないかなというふうに私自身も思いました。

それともう１点ですけど、６００万という金額が出ています。言われましたように、最初このデザイン機構といいますか、まちづくり会社を立ち上げるときに当たって、今の課長ではないんですけど、前課長が、プロを呼ぶとすれば最低そのくらいは出さないといけないんじゃないかなというふうにあったんですが、それがそのままこういった形で載ってくるということは、非常にこれを見た方は、何なんだと、天下りは書いてある、６００万を払うのかということが、非常に私は何人もの方から聞かれました。もう一度、局長の１年間の給料を教えてください、課長。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長でございます。議員の御質問にお答えしたいと思います。事務局長の年間の給料でございますけれども、３５７万６、０００円と聞き及んでおります。議会のほうにも説明を詳細にするべきところだったとは思いますが、事実、現在では３５７万６、０００円ということで承っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ４番、板井隆君。

○議員（４番 板井 隆君） そうですね、そういった責任もあったかもしれませんが、こういったことを出すときには、やはり一度担当課とかそういったところに確認をとってから出すべきであって、町民が誤解を招くような、そういったものを出すこと自体が、私はいけないんじゃないかな、僕らはそういったことで聞かれますから。私はそれで後で聞きに行きました。聞きました、その金額を。（発言する者あり）いつ出たかって、自分たちが出す前にそこで確認をとるのが普通であって、そうじゃないですか。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後１時３９分休憩

午後１時４０分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（４番 板井 隆君） じゃあ次へ行きます。それと。（発言する者あり）いや、まあいいです、いいです、いいです。

それで、もう一つは、結局、天下りという言葉です。この言葉に対して、理事長は言われました、本当にその方は人からもそういう目で見られる、困ってると。せっかく自分で申し込んで、新しいこの組織で頑張ろうと、南部町のために。今まで町の職員とやってきたことを恩返しをしようということで受けられたんだと思います。そういったことを、しょっぱなの気持ちを折ってしまうような、やはりそういうやり方というのはどうなんでしょうか、町長はどう思われますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。天下りというのはあんまりいい意味合いでは使われておりませんので、そういう文言を使って、あたかも天下りだったと。天下りの定義もわかりませんが、何年かあいておっても天下りになるのか、やめてすぐ行けば天下りなのか、その辺は私はわかりませんが、あんまりいい印象で使われていない言葉を使って、しかも年収600万円というようなことで書けば、一般の町民の皆さんに限らず、どなたでもあんまりいいイメージは持たれないのではないかと、このように私は思います。私自身も直接聞かれました。そういうことはありませんよと言ったら、何でこういうことを書いてあるだかっていう再質問がありまして、書かれた人に電話して聞いてみてくださいよということをおきました。結局、ためにする論だということであろうと思います。やっぱり、例えば逆の立場やられたときには、本当に持っていき場のない、ふんまんやる方ないお気持ちになるのではないかと思います。言われたほうは相当ショックを受けておられるというように私は思っておりまして、きちんと確認をして書いていただきたいと、そういうチラシを出されるについては、確認をして出していただきたいと。それから天下りというのが、私はちょっと違うのではないかと思っておりますけれども、いわゆる8人だったですか、そういうハローワークを通して選考を受けて新しい職を求められたわけですから、私はこれは天下りという言葉はちょっと外れているのではないかとこのように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（４番 板井 隆君） 私も同感です。書いて出すのは議員活動としていいと思います。僕らはそれさえしておりませんので、偉そうなことは言えませんが、そういったときには一度やっぱり確認をして出すと。町民に誤解を与えないことが必要ではないかなと、町長と意見が一致したということで、終わります。

そして、次の2番と3番、あわせて伺います。先ほどそれぞれの予算のことで聞かれました。

同じくこの紙面の中から拾い上げます。住んでる人を大切に作る取り組みこそということがありました。先ほど言われた中で、それぞれ私たちが予算書の説明をもらいました。そこでずっと拾い上げていくと、上のほうに誰に対しての予算なのかというのが書いてあります。そこには、町民であるとか、例えば年金受給者であるとか、そういった対象の方がずっと説明書に上がってるわけなんですけれど、その予算書の中、さっき町長のほうからる説明があった中に、町民向けのものというのが9件、金額は全体にすれば少し少ないかもしれませんが、約1,900万ついておりました。やはり決して町民の方を無視をした地域創生ではないんだということをわかっていただきたいと私は思います。まちづくり会社は、これは外から人を呼んでくるための仕掛けづくりのための会社ですので、ここに関していえば町民の方には直接関係はないとは思いますが、それ以外にもこれだけの予算が組んであって、対応しておられる。それともう一つは、そのときに、2月の補正だったですかね、この地方創生の加速化交付金のときに、ほかにも事業がありました。このときには、年金生活者などの支援、臨時福祉給付金、約4,700万でした。それとあわせて、TPPの対策について467万円。要するに基幹産業に対する支援も入った予算と一緒に組まれていたんです。全体の予算を見て、住民、住んでる人を大切に作る取り組みがなされてなかったならば、いいと思います。あくまでもこの法人は先ほど言ったように、町民向けのものではなくて、町に呼び込むための会社なんです。課長、どうなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。おっしゃるとおり、NPOなんぶ里山デザイン機構につきましては、加速化交付金を使いまして2,495万4,000円、予算をつけております。議員もおっしゃいましたけども、そこにいる、そこに住んでいる方々のための基本的な予算というものはそれなりにつけていると思いますし、NPO法人に関しても、例えば里山デザイン大学であったり、無料職業紹介であったり、地域の方のメリットもその中には含まれているというふうに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 課長、さすがです。私もそれは言い残してたんで言おうかなと思ったら、ちゃんと課長の答弁に入ってきて、この里山デザイン機構も町民のためにも動いてるんだということを、やはり町民の方にはわかっていただきたいというふうに思います。

昨日、三鴨議員の質問の中でだったでしょうか、孔子の言葉で、近い人喜び、遠くの人来るということを言われました。私、もう一回きのう帰ってからホームページで調べてみました。近い人というのは町民であって、喜ぶというのは、町民が満足すれば、そういった南部町であれば、

遠い人も、これはおのずと集まってくるということだというふうに解釈をしました。やはりそういった立場で、この新しいなんぶ里山デザイン機構ができてるといふふうに思いますし、それに向けて頑張っていたきたいといふふうに思います。

南部町の人口は減少していております。町長の最初の、今回の挨拶でもありました、いまだにふえる傾向はありません。そういった中であって、自然現象ではない社会現象をふやしていくための、このNPO法人であるといふふうに思っております。町の魅力をつくって、そして地域振興協議会や行政と力を合わせ、前回の賛成討論でも言いました。あと、それに議会も加わって4輪で頑張っていけば、必ずいい方向に行く。そこにサイドブレーキを引く人があれば、それをやはりおろしながら、理解してもらっておろしてもらいながら進んでいく、それが私たちの努めではないかなといふふうに思っております。

理事長が書いておられました、ここに書いてあるんですけど、南部町に新しい風をとあります。やはりそういったような感じで、ぜひ頑張っていたきたい。それに対しては私たちも町も応援をして、地域振興協議会と一緒にやっていきたいといふふうに思っております。

次に、じゃあ進みます。南部だんだんエナジー株式会社についてです。最初、町長の見解といえますか、伺って、きょうの先ほどの真壁議員の質問の中でも話をされました。確かに降って湧いたような感じを僕らは最初受けました。きょうの町長の答弁で、ああ、そうなんだと、そうだと思ったのは、結局、予算が当初予算とか議会でそれぞれ定例議会で出てきます。新規事業ってそのときに知るんですよ。必要な、説明してもらわなきゃいけない部分というのは、議会運営委員会で説明を聞いて、そして全員協議会で説明を聞いて、そして初日の議案説明があって、その後、質疑をかけます。その後、私が終わると今度は議長がされますけれど、一つ一つの事業を、今度は予算決算常任委員会というのがあって、そこでもう一度執行部とともに、課長たちと一緒にその辺をまた深め合うという時間があったです。今回についても、全く同じ流れでやっております。ですから、何ら私は降って湧いたものではなかったんだということを、きょうは改めて実感は感じたところでした。

そして、町のリスクについてなんですけれど、町のリスクは、何かあったときになんだけれど、リスクはないんだというような感じで言われたんですかね、私もちょっとその辺、少しほかのことを考えてて忘れてしまいましたけど、共同出資の町としてのリスクについて、もう一度済みません、教えていただけませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。先ほどの町長の答弁もありましたけれども、

出資400万、株式会社にしております。その出資の範囲内でのリスクといえばリスクを負うこととなります。その他のリスクについては、今のところ思い当たるところはないというふうに感じております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 済みません。リスクはということでこれにも書いてあって、そうこの中にも大して私が言いたいことは書いてなくて、やっぱりリスクはそんなにないんだということもわかってもらえて、思いますけど、やはり町民にとってのメリットのところ、やはり行政が絡むことによって町民の方も安心をして電気のほうの購入もしてもらえないかなということ、さっきも話をされたと思うんですけど、やはりそういった面からすると、行政が絡んでいって先に町がつくった電気会社があるということになれば、多分これからいろんなところの会社が家庭に来られると思います。南部町には南部町の新電力会社があるんだよということ、まずは町民の方にしっかりと植えつけていただいて、そこで、中電を使うのか、10月からやっていく、なかなかまだ民家にまでは何年かかかるようですけど、そういったのがあるから、それまでも待ってよというぐらいの形で、やっぱり定着をしておいてほしいなど。忘れずに何年か後でも、ああ、南部町の電力会社があるんだということを常にわかっておいてほしいというふうに思ってるんですけど、そういったような何か対策については考えがないんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長でございます。これからのことなんですけれども、まずは営業というところから始まるというふうに思いますので、その営業の仕方いろいろあるかなというふうに思っています。例えば、今、考えていますのは、町内の誘致企業様をお相手にしていろいろ電気の契約とかの交渉を行っていくということが1点と、もう1点は、後々出てくる一般家庭につきましては、チラシとかパンフレットとか使いながら、おたくの電力は今、こうこうこういう状態ですので、新電力会社でシミュレーションしてみた結果、新電力会社のほうがメリットがありますよといったような営業をかけていく予定にしていると聞いております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） やはりもうこれから電気の自由化になれば、競争ということが出てくると思います。振り込め詐欺ではないんですけど、家のほうに来られて営業をされて話を聞いたら、ああ、これ安いからって飛びついたときでは遅いということも、もしかしたらあるかもしれない。南部町がやってる会社があるからということ、町民の方がしっかり認識を持って

らっておけば、とりあえずそれまでは中電で頑張ろうというような気持ちにもなるんじゃないかなと思うので、やっぱり忘れないように忘れないように、何らかの形で町民の方にも周知をしていただきたいなというふうに思います。

次です。新電力会社は業者の利益優先であるというふうに書いてあります。会社ができれば利益がもちろん伴っていくわけなんですけれど、この新電力会社の利益が優先というのは、内容を見てみますと、要するに病院とかそういったところを、さっき真壁議員のときに言っておられました、そういったところではなかなか使いにくい、逆に電気代が高くなってしまうと。営業するのではなくて、電気代が高くなってしまふんだというふうに私たちのときには説明を受けたような気がするんですけど、その点はどうだったんですかね。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。西伯病院等の24時間営業しているような場所については、西伯病院側のメリットがないといいますか、今現在、中国電力さんの割引料金を使って行っている、電力を買っていらっしゃると思いますので、それと比べてみますと、新電力会社では、その辺ではやはり病院さんのメリットというところでは出てこないのじゃないかというふうに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） それともう1点ですけど、地元である、鶴田にある発電所から電気を買う、非常に買う量が少ないんだということも書いてはあったんですけど、この中にはですね、そうではなくて、今ある鶴田、それからほかにも何か所かあって、それから賀祥ダムの下には県営の水力発電があってということなんですけれど、そういったものをこれから内外に分けながら、それと中電の電気も求めながらという一つのバランスというものをとっていきながら対応していくということだと思ふんですけど、その点は課長はその会社、電気を買うということの行為に対しての、何かやり方とかそういったものは、ノウハウというか、聞いておったりとかしておられるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長でございます。町のほうにはもちろんノウハウはございませんで、一応パシフィックパワーさんのほうのノウハウに乗って行うスキームというふうになっておりますけれども、電力の購入先ですが、基本、鶴田の発電所、それから近隣の民間所有の発電所等々をこれから先、予定していくことになると思ふんですけども、そこもまた契約が必要になります。営業努力によって、そこは補っていく必要があるかなというふうに思います。

ただ、全体のパイが大きくなってきますと、そういった再生可能エネルギーだけでは賄えない状況もあります。例えば太陽光発電については、御存じのとおり、昼間しか発電しませんので、夜間の分については中国電力からというか、安い電力卸売市場というところがございますので、そちらのほうから適宜買っていくようなことになろうかというふうに思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） やはり企業ですから、上手にその辺の買うところをやっていって、企業を成り立たせていくというのが、大きな基本だと思います。ですから、別に企業がもうけるためにそうしているのではなくて、運営をして維持をしていくためにはそうしなくちゃいけないんだということが一番ではないかなというふうに思います。

それと、例えば収益が出た場合、きょうもさっきも出ておりましたけれど、全てが南部町に落ちるんだと、上げるんだというようなことあったんですけど、私、全員協議会であった議事録を見ますと、パシフィックパワーさんが言われたのは、電力の販売として生じた利益は町で判断してもらおうと。町で判断をしていただきたいというようなことで議事録が残っております。ということは、要はもうかったところは、パシフィックパワーさんは、自分たちのほうで委託金の中に入っているんで、もうけが、いいですよ。あとはほかの一緒に立ち上げた方と話し合ってもらって対応してくださいというふうに私はこれを読んで理解をしたということなんですけど、町長、どうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この新電力会社の内容についての説明は、3月3日とそれから3月22日ですか、2回パシフィックパワーからも来ていただいて、議会のほうで説明を聞いていただきました。私も出席しておって、どっちの分だったかわかりませんが、そういう発言があったことは耳に残っております。

ただ、パシフィックパワーはそれでいいかもわかりませんが、他の出資者はやっぱり出資に対する、その会社が出資したものに対する配当といいたいまいしょうか、権利をですね、好きなようにしてもええだちゅうやなことをやれば、会社法か何かの背任行為みたいな気がしますね。ですから、やっぱりその出資に応じた配当ということそのときに私は言ったような気がします。そういうぐあいに考えておりますということをやったような気がします。いろいろな経費を引いて残った利益、残った利益をさらにその全部配当に回してしまうのか、あるいは一部回すのか、そういうことは会社の中でこれから話していけばいいわけでありまして、できるだけ鶴田の太陽光発電の電気を高く買っていただいて、それから例えば公共施設に供給する電気代は安くという

ようなことをずっと追求していき、ほとんど利益は出さないというやり方もあると思います。そういういろんなケースがあるだろうということは考えられるわけでありまして、そういうノウハウをまだ持っていませんから、御指導いただきながら進めていけばいいのではないかと。

みずからの発電施設の発電した電気を高く売る、それから公共施設に使っている電気を安く買う、それは願っているわけですが、今までは中電の独占で、できなかったわけです。それが自由化になって可能になったわけですから、むしろこれに何にもせずにはぼうっとしておれば、逆に議会のほうからでも、こういう制度があるのに何しようかというおしかりを受けるのではないかと思います。そういうことで、太陽光発電所を有効活用したい、それから町のさまざまな公共施設の電気料金をできるだけ安くしたい、そのために新しい電力自由化のスキームを使ってそれをやるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 板井議員をお願いします。残り時間が少なくなりました。まとめる方向でよろしく願いいたします。

板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 時間が少ないです、確かに。ただ、もうちょっと聞きたいことがあって、町長、確かにおっしゃるとおりだと思います。もう一つは、その利益を水道会計に持っていかれた分がすごいなというふうに私は思ってまして、ただ、確かに少ないんですけど、水道会計について聞くと、きのう課長のほうにちょっとお願いしておいたんですが、ここ近年の水道収益についてちょっと教えてやってください。

○議長（秦 伊知郎君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。最近の水道事業の収益ってということで調べてまいりました。26年度の収益ですけれども、給水収益が1億7,098万7,314円、補助金といたしまして、町からの補助金ですが983万3,053円、災害復旧補助金として、赤谷簡水が被害を受けましたので、その補助金をいただいております、560万5,000円、その他としましては3,324万6,091円で、これは会計の方式が変わった関係で長期前受け金収益額を含んでおります。合計といたしましては2億1,967万1,458円が26年度の総収益になっています。収益、27年度の見込みといたしましては、給水収益が1億7,088万7,14円、補助金は1,183万8,747円、その他の収益として3,365万6,06円、合計といたしましては2億1,637万6,7円となっております。給水収益といたしましては26年と27年では10万6,600円の減少となっておりますけれども、これは近年、アパートとか結構建っております、それによりまして件数がふえた関係で収益はあんまり減っておりませんが、やはり近

年の人口減少によりまして、有収水量という、お金になる水量があるんですけども、その水量が減ってきております。それは人口減少に伴って減ってきておりますので、ここ二、三年の間では、大体人口が1%ぐらい減れば収益も1%減するという傾向になっております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。どっちにしても人口に伴ってどんどん収入は減ってきてると、それを少しでも補っていききたいという部分もありますし、もう一つは今、先ほど言われたように、旧町で金額が違うという、それを少しでも統合しなくちゃいけないという部分もあるんですが、町長としてはその統合について、これを含めて、合併も終わりました、水道の統合も終わりました。その点について、どういうふうに将来的な考えを持っておられるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。水道統合については、長い間の懸案事項でございまして、統合しやすい条件整備ということで料金体系をそろえたり、要は土俵をそろえるというようなことを最初に進めてきました。そのために料金収入が減少するというようなこともあったわけですけど、これは土俵をそろえるためにはやむを得ないということで進めてまいりました。

現在、公共料金審議会に諮問をいたしております。まだ答申はいただいておりませんが、できるだけ私の任期のある間に一つの方向性が出せないかと、このように考えております。わずか400万とか500万とかの太陽光会計の利益なんですけれども、わずかでも水道会計に還元できるような仕組みというものをつくっておけば、あとは規模を拡大していけば還元も大きくなっていくわけですから、直接的に料金統合に役に立つような金額ではないにしても、今後の維持管理費などで料金が値上げしていかなければいけないというようなものにはいささかでも貢献するのではないかと、このように思っているわけです。

さっき、この水道会計に入れるのが非常にいい発想だとお褒めをいただいたわけですけど、これも職員のほうからそういう案を提案していただきました。やっぱりみんなが何とかしたいという思いがありますので、私もそういう思いを受けて、太陽光会計から水道会計に補助金を出して、それも繰り出し基準に合わんというようなことになれば、これはまた難しいわけですから、やっぱり水道会計から出資をしたという形をとったほうがいだろうという、これもまた私の案ではございません。ほかの人の御提案をいただいて、水道に補助をし、水道から出資をして、その出資に応じた配当を受けるようなスキームにしたわけです。これは本当に私の案ではなくて、職員の知恵であります。そういう、みんなが願っているわけです、何とかしたいということで。私も

任期中に一つの方向性というものを出して、議会にまた御相談するようになると思いますけど、公共料金審議会でもしっかりもんでいただいて進めていきたいと、このように考えておりますので、その節にはよろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。あと5カ月ですか、残された任期の中で、ぜひとも種をまくんではなくて、芽も出して、花も咲かせて、この水道については解決をしていただきたいなというふうに思います。

最後、地域公共交通網形成計画についてなんですが、この中では4番目にあります、私が住んでいる中山間です。私はまだ中山間のちょっと入り口の辺なんですが、東長田、上長田と、ほかにもあるわけなんですが、この交通については、そういったところを見捨てないような、便利がいいような体系をぜひともつくっていただきたいと、継続もしていただきたいということをお願いをして、これについてはお願いだけに終わって、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で4番、板井隆君の質問を終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）

これをもちまして、通告のありました、受け付けません。（「議長」と呼ぶ者あり）町政に対する一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

休憩とります。

午後2時12分休憩

午後2時15分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

この件はこれにて終わります。再開します。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、請願、陳情委員会付託を行います。

5月26日に開催しました議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願・陳情文書表どおり、審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

日程第5 上程議案委員会付託

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもちまして本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

明日、16日からは常任委員会を持ちまして、付議案件につきましての御審議をお願いいたします。

以上で全てを終了いたします。御苦労さんでした。

午後2時16分散会
